

平成 2 7 年第 7 回定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 27 年第 7 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 27 年 9 月 8 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 27 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 27 年 9 月 16 日 午後 2 時 52 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞稚子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞稚子	○	○
5	茂呂竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹 俣 信 行	○	教 育 長	林 伸 行	○
総 務 課 長	齊 藤 昭 一	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 主 幹	小 泉 政 敏	○	生涯学習課主幹	藤 原 勝 美	○
住民企画課長	伊 藤 泰 広	○	学校給食センター主幹	佐 藤 美 則	○
住民企画課主幹	篠 原 裕 佳	○	農業委員会事務局長	横 山 智	○
住民企画課主幹	森 井 研 児	○	選挙管理委員会局長	齊 藤 昭 一	○
保健福祉課長	石 川 篤	○	選挙管理委員会次長	小 泉 政 敏	○
保健福祉課主幹	小 野 淳 子	○	監査委員事務局長	川 口 昌 志	○
産業振興課長	横 山 智	○			
産業振興課参事	小 南 雅 誉	○			
産業振興課主幹	小 野 敏 明	○			
建 設 課 長	松 橋 正 樹	○			
建 設 課 主 幹	金 野 茂 幸	○			
建 設 課 主 幹	竹 内 秀 行	○			
会 計 管 理 者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	近 野 幸 彦	○			
住民企画課財政担当主査	青 柳 朋 幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	川 口 昌 志	○	事務局臨時職員	安 瀬 貴 子	○
事 務 局 主 査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9 番 篠原眞稚子 1 番 佐藤 久哉
2			会期の決定	自 9 月 16 日 2 日間 至 9 月 17 日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	選挙	1	津別町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	
7	同意	4	津別町教育委員会委員の任命について	
8	議案	61	津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	62	津別町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	63	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	64	津別町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	65	津別町立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	66	津別町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例の制定について	
14	〃	67	契約の締結について（下水道管理センター電気計装設備改築更新工事）	
15	〃	68	契約の締結について（まちなか団地（Ⅲ工区）建設事業建築主体工事）	
16	〃	69	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
17	〃	70	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
18	〃	71	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
19	〃	72	財産の譲渡について（旧本岐小学校校舎棟）	
20	〃	73	財産の無償貸付について（旧本岐小学校校舎棟敷地）	
21	〃	74	平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）について	
22	〃	75	平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
23	〃	76	平成 27 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
24	〃	77	平成 27 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	認定	1	平成 26 年度津別町一般会計決算の認定について	
26	〃	2	平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
27	〃	3	平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
28	〃	4	平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
29	〃	5	平成 26 年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
30	〃	6	平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	
31	〃	7	平成 26 年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
32	報告	8	平成 26 年度財政健全化判断比率の報告について	
33	〃	9	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
34	〃	10	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
35	〃	11	例月出納検査の報告について（平成 26 年度 5 月分、平成 27 年度 5 月分、6 月分、7 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 27 年第 7 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 篠 原 眞稚子 さん 1 番 佐 藤 久 哉 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 17 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君）　これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君）　これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。本日ここに第７回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第６回臨時議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、ふるさと納税についてであります。６月中旬からお礼の品の品目を拡大したところ、現在までに申し込みベースで３００件を超え、７００万円近い寄附の申し込み状況になっており、昨年度の１８件、１０９万円の実績に比べ大幅な増加となっております。お礼の品の人気品目は、それぞれ１万円コースの特別栽培馬鈴しょ２０キログラムと特別栽培タマネギ２０キログラムの２品が約６割の申込比率を占め、金額では株式会社山上木工の椅子が、１０万円コースということもあり約４割を占める状況となっております。

お礼の品は現在３１品目ですが、今後も提供体制の整った品を順次拡大し、財源の確保とともに津別産品等のＰＲにも活用してまいりたいと考えております。

次に、プレミアム付商品券の再販売についてであります。7月に購入できなかった方を対象に、8月13日と14日の両日、委託機関である津別町商工会で販売いたしました。販売結果は、福祉プレミアム商品券が68世帯、一般プレミアム商品券が102世帯で、7月の販売と合わせますと対象世帯数の52.92%が購入し、売上総額は1,962万5,000円となり、プレミアム分を含めた消費額は3,252万6,000円となりました。

その後、8月25日に津別町商工会から「再販売の要望書」が提出され、小規模事業者が厳しい経営環境の下で売り上げが確保でき、他市町村との比較においても世帯の購入率が高かったものの、他市町村ではさらなる再販により完売を目指していることから、商工会会員等に対する支援の一環と町内の消費喚起・拡大のため、再度の販売を要望されたところです。このため、来月10月に再販を行う予定としています。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。7月17日に事業施行の申請を行ったことに伴い、8月24日、北海道大学名誉教授、北海道土地改良事業団体連合会換地センター主幹ら専門技術者4名が来町し、北海道への調査報告に係る現地調査と検討会が実施されました。また、8月31日にはその報告に基づき、北海道農政部の担当者が来町し、知事協議に係る現地調査が行われました。

今後は、知事からの回答を待って、北海道と網走開発建設部において業務委託契約が締結され、事業着手となる予定であります。

次に、まちなか再生事業についてであります。8月10日から9月6日までの約1カ月間、筑波大学大澤研究室津別町駐在事務所を役場内に開設し、2名の大学院生がそれぞれ3週間ずつ調査活動を行いました。加えて、21日から31日までの11日間、ゼミ合宿として研究室に所属する全学生が滞在し、津別高校との連携事業、まちなか再生協議会とのワークショップ、町議会議員との懇談等を実施しました。この間、教員やOBの滞在を合わせますと16名、延べ175泊の滞在となり、まちなかを歩いての調査や町民との交流を積極的に行ったところです。

津別高校との連携事業では、15名の高校生が4つのグループに分かれ、「津別高校の魅力アップ大作戦」、「帰りたい町」、「津別まちづくりマップの作成」のテーマに取り組み、まち歩き、ワークショップ、発表資料の作成など丸2日間、意欲的に取り組んだところです。現状を的確に分析した上で、しっかりと提案もされており、すばらし

い発表でした。この発表会には、議員を含め多くの方が参加され、最後に、最優秀グループを11月開催の筑波大学学園祭での高大連携シンポジウムに派遣することとして投票が行われました。結果は、1位と2位の差が僅差であったことから、2グループを派遣させたく本定例議会に旅費の追加分を補正させていただきますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

一方、まちなか再生協議会は、27日と29日に分かれ、地方創生に係るまちづくりをテーマにワークショップに取り組みました。委員は4つのグループに分かれ、これに筑波大学生グループと留学生グループを加えた6つのグループが、住宅、エネルギー、雇用・移住、外国人も受け入れる多様性、教育などに着目して話し合いが行われ発表されたところです。

小樽商科大学の大津研究室も8月29日から9月2日までの5日間、ゼミ合宿としてランプの宿森つべつを拠点に、ソトモノ目線でのまちづくり現地調査に取り組み、14名延べ69泊の滞在となりました。

筑波大学と小樽商科大学が行いました各種調査につきましては、結果がまとまり次第、今後のまちづくりの参考とする考えであります。両校とも学生の自主研究の発表を相互に行うゼミも実施しながら滞在し、生活全般も含めた意見・感想についても調査対象としており、次回以降のゼミ合宿受け入れの参考にする考えであります。

次に、ジャガイモシロシストセンチュウの確認についてですが、8月19日、ジャガイモの生育に大きな被害をもたらす病害虫ジャガイモシロシストセンチュウが、国内で初めて網走市内の農地で確認されました。これを受け同日、管内JA組合長会による対策本部、農業関係9団体による対策本部が、まん延防止のほか啓発活動などの推進を図ることを目的に設置されました。本町におきましても8月20日に対策協議会を設置し、対象品目作付農家と圃場等を特定し、26日に6件、3品種、8圃場の85株の抜き取り調査を独自に実施しましたが、結果はいずれも陰性でありました。

今後とも関係機関と協力し、土壌の拡散防止に取り組んでまいります。

次に、第1回北網圏域医療構想調整会議についてであります。8月28日、北見市端野町公民館で開催され、「地域医療における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、北海道においても第二次医療圏を

構想区域とする「北海道地域医療構想」の策定のため、北網圏域として今後必要な医療提供体制の構築について協議検討を進めていくこととなり、委員の一人として出席いたしました。

今後の高齢化の進展による医療ニーズの変化を踏まえ、急性期から回復期、さらに在宅医療まで、それぞれの患者の状態にあった医療サービスを提供できるバランスのとれた医療供給体制の構築を目指し、各地域における 2025 年の医療供給体制を描く地域医療構想の策定について協議検討することとなりました。津別町としましても津別病院と連携し、10 年後、20 年後を見据えた医療と介護、福祉の連携について検討してまいります。

次に、夏のスポーツ合宿についてであります。実行委員会をはじめ町民の皆様のご協力をいただきながら、多目的運動公園施設を中心に進めてきました今年の夏のスポーツ合宿は、8 月末で大半が終了いたしました。

ラグビーとバスケットボールを中心とした企業・大学の選手やスタッフを合わせた宿泊者数は延べ 3,975 名となり、年々増加する傾向にあります。宿泊のほかに、町内での購買や飲食店利用などを含めた経済効果、また、町の知名度の高まりにつながる社会的効果、一流アスリートによる児童・生徒や指導者への技術指導などの教育的効果は大きいものと考えているところです。また、筑波大学とのまちなか再生事業の展開や地域行事への参加を通じた選手と町民との交流などは、人づくりの面からも効果が大きく、今後ともスポーツ合宿を通して地域の活性化につなげてまいる考えであります。

次に、津別町創生総合戦略会議についてであります。9 月 3 日、第 2 回会議を開催し、津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子案を説明し、これまでの経過報告と総合戦略内容について検討を行ったところです。

総合戦略につきましては、一定の意見集約が行われたことから、本定例会にあわせて全員協議会を開催していただき、総合戦略案の協議をさせていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、緊急時における輸送に関する協定の締結についてであります。9 月 3 日、一般社団法人 北見地区トラック協会 会長 福原裕二様と「緊急時における輸送業

務に関する協定書」を締結いたしました。災害時または災害発生の恐れのある場合における救援物資や、生活機能回復のための物資の輸送については、町有車両のみでの対応は困難となる事態が予想されることから、この協定により、災害時の速やかな対応につなげてまいります。

次に、交通事故死ゼロ日運動についてであります。平成 22 年 3 月 21 日を起算日として 2,000 日を目標に取り組んでまいりましたが、9 月 10 日に達成することができ、関係者一同、次の目標に向けて気持ちを新たにいたしましたところであります。

今後とも悲惨な交通事故絶滅のため、次の目標を 2,500 日、達成日平成 29 年 1 月 22 日とし、引き続きこの運動を展開してまいり所存でありますので、議員各位をはじめ町民の皆さまのご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、津別町手をつなぐ育成会への町有施設の貸し付けについてであります。同会から日中一時支援事業の実施場所として要望されていた旧津別保育所の零歳児保育室を、要望の趣旨に沿い貸し付けすることといたしました。なお、貸し付け期間は 1 年ごとの更新を基本とし、使用料は町内で唯一障がい者を対象とした事業を展開していることなどから無償といたしました。利用者にとって快適で安全な施設運営と日中一時支援事業の充実を期待するものです。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。9 月 14 日現在、一般土木工事関係については、秋田橋ほか 2 橋橋梁補修工事ほか 14 件、1 億 2,465 万 3,000 円 (61.7%)、一般建築工事関係については、津別中学校太陽光発電設備導入事業ほか 16 件、2 億 1,846 万 3,000 円 (91.1%)、上下水道工事関係については、7 号汚水幹線管渠新設工事 (その 2) ほか 13 件、2 億 890 万 4,000 円 (90.4%)、設計等委託業務関係については、橋梁点検委託業務 (活汲橋ほか 15 橋) ほか 10 件、4,969 万 1,000 円 (75.2%) であり、平成 27 年度予算分について、総額 6 億 171 万 1,000 円、81.4%の発注率となっており、今後も適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして人事案件、条例改正及び各会計補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は、一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕議長のお許しをいただきましたので、先の通告どおり一般質問を行います。

まず、津別町森林バイオマス熱電利用構想の推進についてお尋ねいたします。

津別町は、平成19年度3月に津別町バイオマスタウン構想を策定し、平成24年1月には津別町森林バイオマス利用推進協議会を設置し、平成25年3月には津別町森林バイオマス熱電利用構想を策定、資源循環型社会に協調するまちづくりを進めてきました。

このたび、熱源供給の問題で事業が停滞しつつあります。私は、この事業の推進に賛同し大きな期待を寄せていました。自然の恩恵に恵まれて発展してきた津別町にとって木質バイオマスを再生可能エネルギーの主役として選択したことは、愛林のまち津別町ならではのことであり、日本全国に胸を張って発信できる事業だと考えています。

そこで、熱源確保のために町独自でボイラー等の整備をすることはできないのか、

町長に考えをお聞きます。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 要約いたしますと熱利用構想を推進する上で、自前のボイラーによる事業の推進はできないかということだというふうに思います。

津別町は、地球温暖化防止対策や東日本大震災後の再生可能エネルギー利用に対する機運の高まりなどを受けまして、地域の特性であります木質バイオマスを中心とした再生可能エネルギーを推進し、資源循環型社会の構築を図ることを目的として、平成25年3月に「津別町森林バイオマス熱電利用構想」を策定したところでございます。

この構想は、丸玉産業と連携した熱供給事業のほか、津別町の各種公共施設などにおいて、木質バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを活用したまちづくりや、産業や地域雇用の活性化を目指すことを最終的な目的としています。

丸玉産業と連携した熱供給事業は、既に報告していますとおり白紙の状態となりましたが、木質バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを利用したまちづくりは引き続き推進中であり、平成28年度に建設予定の西町団地の木質ペレットボイラーによる集中暖房システムの導入も具体的に進んでいるところです。

木質バイオマスを活用した熱供給事業は、町外からの化石燃料に頼らず、町内でエネルギーを循環させる森林バイオマス熱電利用構想の目的に則した取り組みでありまして、その実現に向け推進してまいりたいと考えているところでありますが、このような大きな事業を長く安定的に進めていきますには、十分な費用対効果の検証と、町単独の実施ではなく、町内における連携・協力体制の構築が重要であると考えているところです。

このため、津別町森林バイオマス利用推進協議会での協議をはじめ、現在進めています環境省の「低炭素・循環・自然共生」地域創生プラン策定事業を活用いたしまして、効果的な熱供給事業のあり方について検討を行い、津別町森林バイオマス熱電利用構想に反映させてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 私がこのバイオマス熱電利用構想の報告会に参加

しまして、そのときに具体的な構想を聞き大変すばらしい構想だなというふうに感銘を受けた次第であります。

ただいまのお答えの中には、ボイラーを独自で持つか持たないかということについてははっきりはお答えはなかったのですが、今丸玉産業さんの熱を利用して熱源利用をしようというふうに、熱供給をしようというふうに思っていた構想が少し頓挫したわけですが、確かに町は管の設置等でお金を使うことになっていましたけれども、この熱源に関しては丸玉産業さんの物を利用するということで、今まではお金をかけていなかったということでもあります。この構想は、私は未来につながるものだと思います。いつかは津別町の住民が電力や暖房等でかなりの部分を自前で賄えるようになる、そんな大きな夢がある構想ではないかなと思っております。今回の熱電利用構想の中でも農業とのコラボという部分もありました。熱電を利用して農業ハウスをつくる、まさに農業と林業のまち津別にふさわしい構想だなというふうに考えております。そうした中で、ぜひボイラーを独自でつくる、もしくは丸玉さんとの共同出資ですとか、ほかの企業さんとの共同出資ですとか、そうした考えを選択肢の一つとしてまだあるのかどうか、その辺をもう一度町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 独自で持つということも選択肢の一つであるというふうに考えております。

丸玉産業さんとの共同でやるということにつきましては、すでにボイラーを持っていると、そういうこちらのほうから見て優位性というのですか、新たな設備投資をしなくてもよいということですね、ですから材を集めてきて丸玉さんに売って、そして丸玉さんがその材を購入して、そして使うところから料金をいただくというシステムに流れていくわけですが、丸玉さんが買った分は運んできた人にお金が入ってくるという形にもなって、経済の循環が進んでいきます。今度町独自でやるとすれば、今度は新たにボイラーを町が設置することになります。あるいは例えば丸玉さんと共同したり、それから民間の出資者を募って熱供給公社というようなことも一つの考えの中にも出てくるのかなというふうにも思いますけれども、いずれにしても丸玉さんのボイラーではなくて、新たにそういうものを設置する場合に、どの程度の能力を持

ったもののボイラーなのかだとか、どの程度の設備投資にかかって、それに対する供給先から熱を供給受けるところから、どれぐらいの料金が徴収できるのかと、それは今度人を雇ったりいろいろさまざま出てきますし、メンテナンスの問題も出てきます。今度何かがあれば、やはりクレームもさまざま出てくるというふうに思いますので、そういったことをこの方法で大丈夫だろうということが出てくれば踏み切ることもあり得るのかなというふうに考えているところです。

そういったことを含めて、今ちょうど4月から先ほどもお話しさせていただきましたけども、「低炭素・循環・自然共生」地域創生プラン策定事業と非常に長い環境省の事業名でありますけども、これを今専門家を含めてやっておりますので、ここの議論を注目してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 今の答弁をお聞きして町長の中にもいつかはこの事業を達成したいという気概を私は感じ取りましたので、このことにつきましては、確かに前へ進むのは難しい問題かもしれませんが、ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

それで、進めて行く中では、やはり林地未利用材を安定的に確保しなければこうした事業は進められないということで、津別町の森林バイオマス熱電利用構想のためには林地未利用材の活用が必要条件であると聞いています。私も利用構想の報告会や環境計画の策定委員会を通して写真や動画で山からの運搬の様子を見ましたが、かなりのコストがかかるものだと感じました。今後、この林地未利用材をどのように集めることを進めていくのか、またそのためにはどのような整備が必要なのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 林地未利用材の安定確保の関係でございます。津別町森林バイオマス熱電利用構想の中におきましても、燃料用資材である林地未利用材の確保に向けまして収集運搬方法の改善を図り、安定供給体制の構築を目指すというふうに行っているところでございます。

林地未利用材は、森林整備の過程で発生する追い上げ材や末木などのことでありま

して、木材として利用されない部位として森林内に放置されてきました。この未利用材の供給体制が構築されれば、新たな資源の循環となり、林業の活性化につながるものと考えているところです。

林地未利用材は通常の丸太と異なり、形が不定形でトラックに効率的に積めないことから、運搬コストが通常よりかかる点が大きな課題となっています。このため、津別町森林バイオマス利用推進協議会では、林地未利用材の効率的な収集方法について検討しており、昨年度においては、コンテナを使用した運搬調査を実施したところがあります。

今年度におきましては、「低炭素・循環・自然共生」地域創生プラン策定事業を活用いたしまして、林地未利用材の搬出等の分析を行っている東京の「株式会社 森のエネルギー研究所」から専門家を招いた検討会の開催や、道の事業であります「木質バイオマス資源活用事業」を活用した林地未利用材運搬用コンテナによる実証試験を行うなど、収集方法の検討を進め、津別町における安定供給体制の構築を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] 未利用材については、私も写真や動画を見せていただいたときに大変大型の機械が必要だなというのを感じまして、これはかなりお金のかかることなのだろうなと思いました。運搬するコンテナや、それから集材するためのハーベスター、それから当然それを運搬するわけですから林道の整備もかかわってくると思います。どれぐらいのお金がかかるのかわかりませんが、やはりこうした事業を進めていくということは、将来に負の遺産を残さないということが大事だというふうに思っております。もちろん道路を一回整備すれば維持管理がかかるにしても、最初の投資ほどは後はかかってこないと思いますけども、そうしたものを制度資金等を利用しながらやっていくことが可能なのかどうか、ちょっと見通しを聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 現在のところ、今試行の段階でありますので、これが順調にいくかどうか、問題点はどこを改善しなければならないのかというようなことは実験

をしながら進めて昨年からやっておりますので、今取り立ててすぐこの制度を使ってこうしていこうということは現在のところは想定しておりません。

昨年度は試行的にコンテナにつきましては2箱作製しておりまして、今年度に3箱製作をいたしまして、合わせて5箱のコンテナで運材試験を行う予定としています。これは5箱というのは、ちょうど運材用のトラック11トン車にちょうど5つがきっちり乗るということで、この5箱にしたところでございます。来年度28年度から今年は試験的なものでありますけれども、町が中心となりまして町内で発生する林地未利用材を収集する取り組みを開始したいというふうに思っているところです。

それが順調にいきますと、これもまた協議会での検討を行いながら効率的な収集ができる専門車両の購入だとか、そういったことが将来出てくるのではないのかなというふうに考えておりますけれども、現在のところ、今はまずきちっとした形で収集ができるかどうかをしっかりと見極めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 具体的な金額についてはまだまだこれからのことになると思いますけれども、そうやって前へ進んでいるということであれば、私は大いに期待したいなというふうに思っております。

今全国で特に東北が多いのですが、木質バイオマスを利用した熱電利用ですとか、熱電供給が行われております。北海道では自治体が主体となってやっている所は少ないのですが、本州のほうでは結構自治体が主体となってこうした未来への夢を皆さん模索しているというふうに考えております。

津別町にとってもバイオマスによる再生可能エネルギーの開発は未来への生活の夢だと思います。先ほど申し上げましたとおり、道東のこんな小さな町ですが、この構想には住民の夢が詰まっているというふうに私は感じております。政治は将来を見据えて行うものだと思います。町長の提唱するロマンチックなエコタウン実現のためにもぜひ町長、この夢をつないでいただきたいなというふうに思いますが、今後この事業を推進していく決意があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、この事業は正しく津別町ならではというか津別町が

誇れる事業の一つになってくるというふうな認識を持っています。よく、ないものねだりをしないでという地域資源を見つめていこうというようなことはよく言われますけれども、別な言い方をすれば、いいもの探しをすると、正しくこれが該当するというふうに考えております。

先ほど集め方のお話もありましたが、例えば津別町出身で今森林の何と言いますか津別町出身で、もと道の林務部長もしておりました野呂田さんも時々津別に寄っていただきまして、いろんなアドバイスもしてくれているわけですが、一つの方法として廃品回収のように切るときに追い上げ材を1カ所に集めてもらうような、そういう仕組みづくりが業者の方たちにも浸透していけば、ちょうど廃品回収のように集まった時点で回収して回っていける、そういう効率的な運搬の仕方ということも検討していったらいいよということで、これは何か既に紋別方面で行われているというふうにも聞いておりますので、そういったことも含めて夢の実現のためには、既に対応がきちっとしている所については勉強もさせていただきながら実現していくように努力をしていきたいというふうに考えます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 次の質問に移りたいと思います。

軽度者向けの介護サービスの一部移行についてお聞きしたい。

医療、介護総合確保促進法の成立を受け、津別町は平成29年4月から介護サービスのうち訪問介護と通所介護事業サービスを町に移行させることになっています。

津別町には国の意図するコスト削減や地域の特性を活かした事業を委託するNPOや団体等もないと思いますが、厚労省は移行後も同じ事業者で同じ内容や単価のサービスを当面行ってもよいとしています。生活支援整備事業と総合事業への移行を検討する組織の設置等をどのように進めて行くのかお聞きしたい。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○議長（佐藤多一君） まず生活支援整備事業や総合事業への移行検討組織の設置と事業の進め方でございます。

介護保険制度の改正によりまして、要支援1・2のサービスを地域支援事業の総合事業に移行することにつきましては、「生活支援体制整備事業」が平成30年度まで、「介

「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成 29 年度までに行うこととされたところでございます。

この総合事業は、移行する現行の訪問介護と通所介護に相当するサービス単価を各市町村が定めて実施しますことから、事業を実施する事業所の確保やサービス単価の設定について、多くの市町村が移行時期を模索してきたところでございます。その後、厚労省が現行サービス相当の単価は、現行の介護報酬単価と同じでよい、また、現行相当サービスのみの実施でもよい、さらに早い時期に実施するほど財政的優遇措置を行うとしましたことから、早期実施の検討が進められるようになってきたところでございます。

津別町におきましても、早期実施に向け検討を始め、その他の多様なサービスにつきましては、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、農業協同組合、民間企業などによるサービス提供体制の構築が必要となりますことから、生活支援体制整備事業とセットで進めなければ、多様なサービスは何も生まれないと考えております。このため、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を進めることといたしまして、今年度から準備を開始したところでございます。

なお、総合事業の現行の訪問介護相当と通所介護相当のサービスにつきましては、早期の実施を目指し、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置は、平成 28 年 4 月に行えるよう現在関係機関と協議を進めているところでありまして、今年度中には協議体準備会の設立と、条例等の整備を行ってまいる考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 今お答えの中で生活支援コーディネーターと協議体については 28 年 4 月からということで、来年の 4 月に設置されるわけですがけれども、これは今新しい体制づくりを、29 年 4 月からのために新しい制度、仕組みをつくっていったり、それから人の配置、担い手の団体等を捜していかなければならない事業であります。

そうした場合、おそらく来年の 9 月の定例会ぐらいには全員協議会なり、議会に対

する説明もしていく構想が固まっている段階でなければならないのかなと思います。
12 月に議決をして 4 月からという運びになるのかなというふうに思っており、そうなりますと、4 月からだと本当に協議の時間が短か過ぎるのではないかなというふうに思います。先ほど申しましたように、やらないといけないことはたくさんあると思います。これは 4 月前にも準備は進めていくことはできるのではないかなと。条例の整備ばかりではなく関係者による会議をすることによって、この協議体の議論がスムーズに進むようなことをやはり考えていただきたいなというふうに思いますし、生活支援コーディネーターについても、今からやはり構想を持って進めていかなければ、なかなか 4 月にスムーズに立ち上げることはできないのではないかと思います。これ以上早めろというのは今の段階ではかなり難しいと思いますので、この時期を目指して本当に早くこの協議が進むように進めていただきたいなというふうに思います。

この協議体の準備会と条例の設置の整備については了解しましたけれども、今言ったようなことをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

実際に議論というか、協議体の中で協議することについてお聞きしたいと思いますけれども、津別町では介護認定者が 6 月現在で 436 人おります。軽度者と呼ばれる要介護 2 までの方で認定者が 309 人、そのうち今回移行対象になる方、要支援 1・2 の移行対象になる方が 133 人おります。これだけの人間を訪問介護、それから通所介護等で移行させるわけですから、その担い手となる団体について、今の段階で何か当てがあるのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは先ほども答弁で申しましたとおり、これは住民の総力戦でやらなければ、こういうことはまず成し得ないというふうに思っております。これは今ご承知のとおり 5 月の行政報告でもお話ししましたがけれども、今大阪市立大学大学院の岩間先生を中心に国の事業として、地域総合支援型自治体推進モデル研究というのが北海道の津別町と、それから、人口が減少する津別町と人口が増えつつある東川町の 2 町で実験、3 年間の研究が始まったところです。ここで行政報告でもお話ししましたとおり、こういう人口減少、高齢化社会の中で結局のところ住民の総力を結集して支え合いをやっていくというようなことが極めて重要だという観点から、こ

の研究が進められて、そして津別がそのモデル地区となるようにそれが普遍化していくような形で大学の研究の対象地域となったところであります。こういう専門の先生も含めて、これまでも何度もいろんなフォーラムが開催されていまして、その延長線上があって今こうして現実があるというふうに考えておりますので、一つ一つ進んでいくものと思っています。

そういう中でNPOだとか、あるいは住民主体の組織だとか、それから社会福祉法人、社会福祉協議会、それから一時期農協も施設の建設等も考えているというお話もありましたので、そういったところだとか、それから民間企業だとか、そういう行政はもちろんですけれども、そういうところと何がどうできるかということを、これ全部整ってスタートするということもなかなか難しいというふうに思っています。そういう中で担い手の少ない地域の中で、どう分かち合いながら支え合いながら構築をしていくかというのは大きなテーマになってきますので、できることから始めていくということが重要ではないかと。想定されている所にまず準備会の中に集まっていたいて、協議をしていくということになろうかというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] 今の答えにありましたように、本当に地域の総力戦だというふうに私も感じております。そんな中で私、前回の質問の中でも地域包括化システムの確立等については地域サロンの事業が大変有効であるというお話をしたと思います。今、地域サロン事業が着実に数を増やして地域の中に浸透しつつあると思います。これは地域包括支援センターの努力、頑張りによるものだのと、それから社会福祉協議会の頑張りによるものだということふうに感じておりますけれども、こうした方々に担い手となっていただく可能性は大いに私はあるのではないかなと、この事業自体が受け手になる可能性もあるのではないかなというふうに思っております。こうしたものを今せっかくうまく推進しているわけですから、ぜひ利用対象というか、そうしたことに加えて考えていただきたいなというふうに思いますし、あわせて1月からスタートするいきいきポイント事業、これ等の活用も考えて何かその辺で担い手をつくれないのかどうか、町長はどう考えるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 多様な担い手ということで国のほうも簡単におっしゃるのですけれども、そう簡単なものでもないということが現実にあります。そういう中で今、議員がおっしゃいましたようにサロン事業も社会福祉協議会に委託をして進めております。今回また新たに増えまして豊永地区にもできたところで、私の住んでいる所です。ありますので聞きますと、非常に皆さん多くの人が出て来てくれて、楽しいよというお話をさせていただいたところですが、これがどんどん増えていきますと社協のスタッフが非常に大変な状態になってくるというのがあって、人員的な補充だとか、そういうこともやっぱりいずれは出てくるのかというふうなことも想定されます。

それから来年1月からのボランティアポイント、これもそういうものにポイントをもらって、そしてボランティアをしていくということも多様な担い手の発掘に一役買ってもらえるのではないかとということも含めてこういう制度を導入するわけでありますけれども、そこに私としても期待をしたいというところでもあります。

それともう一つは、実は今月の初めに札幌で自治体政策フォーラムというのがありまして、これは岩波新書から出ている大江正章さんの「地域に希望あり」という本が出ていますけど、この先生の講演の後にパネルディスカッションがあったわけなのですけれども、そのパネラーで私も呼ばれました。これは、消滅可能性都市になっている津別町が大学と連携していろんなことを始めたという、その取り組みをぜひ報告してほしいということで30分ほどお話をさせていただいたのですけれども、もう一人のパネラーの方に札幌西区の発寒北商店街の土屋理事長さんがまた30分ほどお話ししました。このいわゆるハツキタ商店街といわれていますけども、クローズアップ現代でもNHKで出されまして、そのとき私も見たことで、この人がそうなんだということで、お話を聞きましたけれども、商店街がなかなか物が売れないとか、そういうようなこともあって、逆に商店街が地域のニーズを把握すれば商店街にもいい影響が出てくるのではないかとという発想のもと、住んでいる方が困っていることを商店街振興組合が相談にのっていかうということで、暮らしの安心窓口というのを2012年に設立しているんですね。そこにさまざまな相談が寄せられてくるそうです。水道が壊れただとか排水がおかしくなったとか、そういうことは通常であれば役場にくるわけですが、あるいは市役所に行くわけですが、そういうものがいろんな暮らしに関

しての相談事が商店のほうにいくということで、その解決を加盟している土木建築の方たちもいますし、水道屋さんもいっぱいいますので、その人たちが請け負って、そして対応していくというようなことを進めていくということで、昨年12月には「にこぴあ」という経産省の補助金を3分の2の補助をもらってデイサービス施設もつくって、そして体操したりとかいろんなことをやっているというようなお話も聞かされました。非常に面白い取り組みですので、この土屋日出男さんという理事長さん非常ににこやかな人でして、知り合いになりましたので、今度の連休シルバーウィークがありますので、私もう一度訪ねて行って、そしていろんな話、現場も見てきたいなというふうに、これは自分でドライブがてらちょっと行ってみたいなというふうに思っているのですけれども、そういう商店街の動き方というのものもあるなというふうに思いまして、これは津別町の商工会だとか、あるいは社会福祉協議会だとか、そういうところとも連携をとって、一度お話を聞いても大変参考になるのではないかなというふうに思いますので、協議をさせていただければなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 今おっしゃっていたデイサービス等が商店街に配置されるというのは私も商工会の会員ですので、こうした事例については紹介をいただいて多少そういった情報は聞いておりました。これは確かに集客等にもいいですし、また地域づくりの面からもいいと思いますので、ぜひ一度私自身も勉強させていただきたいなというふうに思います。

生活支援コーディネーターについて少しお聞きしたいと思います。生活支援コーディネーター、これを新たに配置することになると思うのですが、こうした人間が協議体の中でも当然協議体の議論を仕切っていく形になるでしょうし、また地域のいろいろな組織の連携をとっていく、要するにタクトを振ることになると思うのですが、こうした人間をどのようなところに求める考えなのか、今の時点で考えがあれば聞かせたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 具体的に私のほうで特にこういう人とかということで聞いたりとか指示をしたりとかということはありません。今こういう協議の中でいろいろ話

が出てくるというふうに思っています。聞きますと、今年の6月現在で生活支援コーディネーターを配置した所というのは1市2町というふうに聞いています。函館、せたな、池田という所が6月にコーディネーターを配置したということであります。当然、担当のほうでもそういった所とも情報交換をしながら、話を参考にしながら進めているものというふうに思います。あとはどこに配置するかということで、これは先ほど申しましたとおり来年の4月を配置想定しておりますので、人選も含めて進めていかなければなりませんけれども、それは今聞いている範囲では考え方としては社会福祉協議会も、ぜひうちに配置してほしいというような要望も強く持たれているという声も聞こえてきています。それらも含めまして今後の協議になってくるのかなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 せたなでは行政側に、それから池田町では社会福祉協議会に配置されていると思います。この辺、今の町長のお答えでは津別の場合は社会福祉協議会が妥当ではないかというふうに考えているとおっしゃいましたけども、この人選とやっぱりその人がこれから人脈形成をしていくことが今後の津別町の高齢者というか軽度者向け介護サービスを含めた地域包括ケアシステムの構築に向けては大きなキーマンになっていくというふうに考えておりますので、ぜひ人選含めて早く、なおかつ的確な人事をしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、地域包括ケアシステムのこと等の整合性について少しお聞きしたいと思います。

総合事業に移行する地域支援事業は、地域包括ケアシステムの構成要素であり、検討する協議体が設置されれば、住民からの聞き取り調査等も行われると聞いています。地域包括ケアシステム確立のためには住民の協働は不可欠だと思います。住民の声を聞き、さっきの質問にありました生活支援コーディネーターとの連携を図っていく上でも行政内に担当者を早目に配置し、ケアシステムの確立の準備を進めていくべきだと考えますが、町長はどのように考えますか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 地域包括ケアシステムの構築に向けましては、「介護予防・日

常生活支援総合事業」それから「生活支援体制整備事業」、そして「在宅医療・介護連携推進事業」、さらには「認知症施策推進事業」などを展開していくこととなります。その一つであります「介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、効果的で効率的な事業の実施を図ろうとするものであります。

要支援者等軽度の高齢者につきましては、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められまして、さまざまな生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が、大きな割合を占めていくことを踏まえまして、高齢者なども含む地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実させていかなければなりません。そのために生活支援体制の整備を図ることを目的とした先ほど言いました生活支援コーディネーターの配置や、協議体の設置を行うこととしているところでございます。

なお、行政内の担当につきましては、保健福祉課介護保険担当と地域包括支援センターが担っておりまして、社会福祉協議会と連携しながら地域包括ケアシステムの構築のため、平成28年4月に生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置に向け積極的に取り組んでいるところでございます。

地域のニーズ把握やサービスの担い手の養成や多様なサービスの利用者のマッチングなどを行うことで、総合事業の多様なサービスの実施が可能となります。そしてそのためには、地域住民の協力なくしては事業の実施は不可能でありますことから、「地域づくり」としての総合事業となるよう、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 先ほど協議体が設置されるということで、私、この協議体で設置されて議論していく中で大変関心を寄せているのが、地域住民からの聞き取り調査等が行われるとのことで、それはすなわち住民の声でありまして、そうしたものがこれからの地域支援事業、それから地域包括ケアシステム確立に向けて反映されなければいけないというふうに考えております。その地域住民の声を受けて生活支援コーディネーターや、それから協議体が結論を出していくわけですが、そ

の考えに対して、やはり行政が鋭く反応しなければいけないと思うんです。地域包括ケアシステムが2025年までの確立を目指しているわけですが、その中で当然医療機関や介護施設、それから社会福祉協議会、NPO団体等が連携をとる、その中心にいるのはあくまでも行政でなければならないというふうに思っております。その行政がこうした生活支援事業が今見直されるときに、ぜひその声を聞きとれるように行政担当者もあわせてこの生活支援整備事業と連携をとれるように動いていただきたいなというふうに考えております。

そこで保健福祉課、介護保険担当と地域包括支援センターが担っていくということなのですが、具体的に、ここが生活支援整備事業の協議体とどのような関係でかわっていくのか、位置関係がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） 今の協議体の設置の中には、各コーディネーターはサービスの創出と利用者の把握などを行っていく中で、役場の行政のほうも事務局としてかわっていく中で、社協も今のところどういう配置になるかわかりませんが、そういう役員構成の中では、やはり専門的には役場のほうがそういう事業を実施していくということでは中心的に事務局も担っていく考えでおります。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 関係についてはわかりました。少し話はそれるかもしれませんが、地域包括ケアシステムの確立のためには、やはり行政が、私は主導になってやっていかなければいけないというふうに考えております。

町長は、平成24年度に行われた住民参加型高齢者生活支援推進事業の報告書のあいさつの中で、「年をとっても安心なまちつべつに」というふうにかぎ括弧付きでうたっておられます。津別町が高齢者にとって、これから高齢者になっていく方にとって本当にこの町にずっと住んでいられるんだと、安心して津別町に住むことを選択できるようなシステムをつくっていかなければならない。それは、もう我々行政、議会の使命だというふうに考えております。

そうした中で、医療機関それから介護施設、そうしたものの確保もしていかなければいけない、住宅の確保もしていかなければなりませんが、やはり何と言いましても

自分が具合が悪くなったときに町から出ていかなければいけないような事態をつくってはいけない。それが本人の意思で選択ならいいですけども、津別に残っていたいのだけど津別に住む自分の居場所がなくなってしまう。そうしたような事態を招いてはならないなというふうに考えております。そのための地域包括ケアシステムであり、そうしたものに対して今回総合事業がスタートするにあたって、そうした考えをしっかりと持ち、この事業を移行させていただきたいなというふうに考えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） やはり、この町で最後まで住み続けたいということは当然のことだろうというふうに思います。そのための条件整備というのをしっかりとしていくということが大切でありまして、ただその中で非常に人的ないわゆるマンパワーが不足して、あちらもこちらもなかなか人手が不足しているというのもまたこれも間違いない事実であります。したがって、そこで先ほど言いましたように地域の総力戦という形になっておりますけれども、そこで手綱をしっかりとっていくのは行政だろうというふうに思っております。

この間も市民後見人の研修講座が終了いたしまして、修了式をついこの間の14日に行ったところでありますけれども、13名の方が土日、土日ごとに毎日5時間の講義を受けながら最後に修了式を迎えたわけですが、どなたも言っていたのは、やっぱり安心して住み続けられる町に、そこに自分としても何か小さくてもかかわるといって協力ができるという、そういうお話もされていました。非常に社会貢献という志の高い考え方をお持ちになってこういう研修に望まれてきたことに私としても非常に頼もしさを感じたわけです。こういう町を高齢化する社会の中でバックアップしていこうというか、社会貢献していこうという人たちが確実にまた一方で増えてきているということも事実でありますので、こういったところにも励ましをしつつ、そしてフォローアップもしながら、そのことがこの町で住み続けていくための皆さんの安全網にもなっていくのだろうというふうに思いますので、そういうことを意識しながら福祉の関係の地域づくりを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○1 番（佐藤久哉君） 終わります。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねします。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように健やかに育成され、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進し、国と地方公共団体が連携をとり、対策推進を進めていくとされています。統計的には6人に1人という数字になっているようですが、我が町の実態をどのように認識されているかお尋ねします。

○議長（鹿中順一君） 篠原眞稚子さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。
教育長。

○教育長（林 伸行君） それではご質問の1点目、子どもの貧困の実態をどのように認識されているかについてお答えいたします。

厚生労働省が実施している平成25年度の国民生活調査では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す平成24年時点の子どもの貧困率が16.3%と過去最悪の数値となるなど、議員ご指摘のとおり子どもの貧困問題が深刻化しています。このような状況を背景に教育の支援をはじめ、生活の支援など子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの観点から、平成25年6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、平成26年1月から施行されています。法律制定を受けて政府は、「子どもの貧困対策に

関する大綱」を閣議決定し、子どもの貧困に重点的に取り組むこととしており、各都道府県では、子どもの貧困対策計画を立てることが努力義務となっています。

これを受けた道の動きですが、本年6月時点では、道内の実態把握に努めている段階であり、今後、調査結果を踏まえた案のパブコメなどを得て、子どもの貧困対策に関する計画として作成されるというふうに認識しているところであります。市町村には計画策定の努力義務はありませんが、本町としては子どもの貧困問題は大変憂慮すべき事態であると認識した上で、これまで対策を講じており、法律施行後では生活保護法による保護基準の改正に伴う見直しをはじめ、消費税が8%に上がった際には、就学援助費の増額見直しを行うなど、社会情勢や関係法律の改正などを踏まえて対応をしてきています。

参考までに、ここ数年の本町の就学援助制度の利用状況についてお知らせいたしますと、平成23年度、制度利用児童生徒数は46人、制度利用率は12%。平成24年度、制度利用児童生徒数は40人、制度利用率11.6%。平成25年度、制度利用児童生徒数は38人、制度利用率12%。平成26年、制度利用児童生徒数は39人、制度利用率13.5%。平成27年度は8月末時点での数字でありますけれども、制度利用児童生徒数は39人、制度利用率は14.7%というふうになっており、ここ数年における児童生徒の制度利用数は横ばいかやや増加傾向にあり、本町も全国的な傾向と同様の状況下にあると受け止めているところであります。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 法律が施行されてからマスコミ等でも子どもの貧困については、ずっと親が貧困だと子ども、またその子どもに通じていくということで、貧困が連鎖していくと、非常に苦慮する、そして大きな見出しでいろいろ取り扱いがされているところなんです、この時に道のこれから策定されると今教育長からの話だったのですが、貧困対策推進計画の中で当面の重点政策として幾つか上がっていました。その中には教育支援、生活支援、それから保護者に対する就労支援と経済的支援等が重点目標であるというふうにうたわれております。この4つを全部1回で満たすということは非常に難しいかと思いますが、この中で多分いろいろされているのではないかとこのように思いますが、4つの中の1つで教育委員会に質問して

おりますので、教育支援について今されていること、それから今後さらに充実しよう
と思っている事業があれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） ただいま4つの重点施策についてお話ありましたけれども、
これは国の貧困対策の大綱の中に定めたということでありまして、これを踏まえて道
のほうで策定するというようなことで、昨日のテレビでは年内に計画を策定するとい
うふうなことがニュースで流れておりました。今現在、計画が出るから出るのを待つ
てということではなくて、今現在講じている施策についてしっかり対応していくとい
うことをお話し申し上げたいというのが一点と、それから計画が出た時点で、町の計
画あるいは施策、そういった制度設計が本当に必要とする方に手が差し伸べられたも
のなのかどうかということについても見ていきたいというふうに思いますし、また道
の計画との整合性、それらについても検討していきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] きのうのお昼のニュースも見たのですが、
も、なかなか教育支援は学校とか子どもたちとか、そういう通した中でできるのです
が、その大綱の中に生活支援だとか、保護者に対するというようなのは、なかなかこ
ういう町で難しいのかなというふうにも感じているところだったのですが、この貧困
対策というふうに銘を打っていろいろされていることって、まだこれからという問題
なのだろうというふうに思いますけれども、あえてこの中では、貧困対策の中では、
やはり子どもがしっかり教育を受けられないんじゃないかというふうに心配されてい
るのではないかというふうに思っています。それで、大綱の中からはいろんな流れがあ
ると思いますが、これに相当するだろうというような事業についてお答えしていただ
きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） この貧困問題については、一人教育委員会だけが対応でき
るものではありません。まして関係部署あるいは町の関係機関、そういったところが
連携したとしてもかなりハードルの高い問題だと。やっぱり社会的な問題ということ
で、国がどうするかということで国のほうで先んじて、こうやって指標を掲げ、そし

て重点施策を掲げてきたのだというふうに思っています。それを踏まえて、地域実態としてどうなのかということで、今道のほうが、今計画を策定すると。その策定の中には当然各市町村の地域実態、それぞれの地域がどのようになっているのかということ踏まえての計画を立てるというふうになっておりますので、私のほうとしては、現在これまで進めてきている事業そのものが貧困に直結するかどうかというふうなところはありますけれども、視点を当てるとすれば、そう的が外れたものではないだろうというふうに思っておりますし、これをどうするかということ。それからまた、今後義務教育だけでいいのかというふうなこともありますので、そういった分については、福祉、それから就労の関係については産業だとか、町内の中でもしっかり連携しながら取り組んでいく必要があるのだろうということで、今現在具体的にどこの課においてもこれを実践するというものについては定めておりませんが、それぞれ今福祉は福祉で貧困に対する対応をとっていると思いますし、それから就労支援については、そういったことをつなぐというふうなことについて、就労に結びつけるというふうなことについての対応もしております。教育委員会においても今申し上げたとおりの対応をしてきておりますので、それらを8月に立ち上げた総合教育会議、町長と教育委員会が構成員になっておりますけれども、そういった町長部局と教育委員会、そことが連携しながら事業を進めるということについて協議、調整する場というふうになっておりますので、そういった場も活用しながら効果のあるような取り組みをしていきたいというふうに思っています。具体的には、道の計画を待ってというふうなことで考えていきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 道の計画を待ってからというふうな今お話だったのですが、既に貧困対策で具体的な取り組みをされている市町村もあるのではないかというふうに思っています。ただ、その大綱ができてからとかということではなくて、例えば伏見なんかでは、学力テストや何かの結果も貧困のために十分な時間がとれないとか、それと学校外のいろんなことができない、なんていうようなことで、大学生が都会なんかでは貧困家庭の俗に言う塾に行けないとか、学校で十分でない子のための対策とか、そういう支援をしている所もあるのですが、津別町も似通

ったようなことはされているのだろうというふうに思いまして、こういうことがあるのだというふうなことで、今後に向けては具体的に道の大綱ができて、そしてその中から津別町でできることを組み立てていくということではなくて、多分何か見たときには、その中にあるという例えば通学合宿だとか、休み中の大学生に勉強を見てもらうだとか、あるいは児童館でも今学習とかいろんなことをやっているの、されているのかなというふうに思うのですけれども、そういうその具体的にこういうことを講じていますよというような回答があるのかなというふうに今思ったものですから、今後大綱ができたときには、今までされていることが、これが合致している、していないとかチェックされ、そしてさらに津別町の実情に合ったメニューが加算されていくのかなというふうに思うのですけれども、そういうことでお話を聞いたかったなというふうに思ったんですが、それはそれとして、二つ目に今就学援助を受けている人たちが平成23年から今年まで、それぞれの実人数とパーセントで表されています。これは、なかなかちょっと私もここで必要としている人に十分なのかどうかというふうなことで一応質問の趣旨に書いたのですけれども、今言う大綱とか何か見る中では、津別町が実施しているものが十分であるのか、それから、貧困対策という名目というか、そういうもので実施されていないので、今回非常に貧困ということが社会問題になっているということを踏まえて、貧困対策というふうなことで打ち立てていこうとしているのか、その辺のところを聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 前段お聞きになられたかったという部分について、私のほうから具体的にお答えしたいというふうに思います。

一つは経済的な支援ということで、毎年申請いただいて支援している津別町要保護、準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の扶助に関する要綱、これに基づきまして就学支援をしているというのが一つ。

それから、義務教育を終えた方について、あるいは大学に進学するという方については、津別町奨学金条例というのを設けて、そこで支援をしているというふうなことであります。

それから、今お話がありました経済的な支援だけでなく学習支援にも取り組んで

きているということでご説明させていただきたいと思いますが、一つは、長期休業中、そこで学校を使つての学習サポート、これをずっと実施してきていると。それから、学校における放課後や今お話しした長期休業中の学習支援、これのほかに社会教育でも24年度から学習サポート事業に取り組んでいます。これは、毎年度それぞれの休業中に3日間と5日間の日程でやっていますけども、これは道のほうの派遣事業、道教委の講師の派遣事業と連携して取り組んでいるということで、これには北見工大だとか、あるいは近隣での北海商科大だとか、帰省した人を講師にしながら学習支援をするというふうな内容であります。それから、児童館での学習サポートもやっております、平日はそれぞれ児童館に行き次第、先に宿題を終わらせるというふうなことを進めているということと、それから土曜日だとか長期休業中には、午前中を学習タイムというふうにしまして、ドリルだとかテキストをやってもらふということで、それに指導員が学習サポートしているというふうなことに取り組んでできております。

今町がやっている対策が貧困と結びつくのか、あるいは今後考えるものを貧困の対策として考えていくのかということでもありますけれども、今現在、当然貧困という部分を意識しながらやっぱり要保護というのは、生活保護受給者が対象となります。それから、準要保護というのは、それに準ずる経済的に困っている家庭というふうなことでありますので、当然それは当てはまるものだというふうに思っておりますけれども、今やっている制度の中で、もう少しこうしたらいいかなというふうに思う部分もありますので、それについては先ほども申し上げましたとおり、今の制度をそのまま進めるのがいいのか、あるいは見直ししていくのがいいのかということについて考えていきたいなというふうに思っています。

一つは奨学金の関係でずっと思っていたのですが、これまでの奨学制度というのは、育英的な優れた青少年を育てるというか、そういう育英を目的としたそういう奨学金の制度が主だったのですが、それを就学支援というか、そういったものに変えられないかというのも検討材料の一つかなというふうに思っています。また、今回のご質問にあたって他の町の奨学金制度についても少し調べてみたのですが、地元の高校を出て帰省するときには、それなりの例えば2分の1の返済に済ませるだとか、

国そのものも今貸与型から給付型に変わってきているというようなこともありますので、そういったことによって何ができるのかについて検討していきたいなというふうに思っています。見直しする部分はあるのかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 就学援助って必要な人というのは、どういふことがそれぞれ必要とされているかと、さまざまだと思いますけども、ちょっと前後するかもしれませんが、教育支援の中で道のをちょっと見たときに、これからということだったのだけども、今教育長の話ですと学校における総合的な教育支援というのは、現状ではされているのかなというふうに思います。ただ、あとは受け側の問題であるのですけれども、幼児教育だとか保育だとか、それから今多分奨学金の問題では、大学進学とか、そういうところでの今津別町で実際にしている奨学資金の数字なんかではとても追いつかない、大学にもし行くとすれば。そんなところが今後の課題というふうに今言われたので、そんなふうにも感じました。

ですから、そういうようなところで、進学したいのだけれどもという経済的な理由で津別町の奨学資金の月額というか年額では、とても大学に行けるようなというか、そのような状況ではないので、ただ、どこの大学でも十分行けるだけ支援するということにはならないかと思いますが、これを契機にもしそういうことがあるのであれば、額、それから給付にするのか貸与にするのかというようなことも十分検討していただければいいかなというふうに感じますので、そこのところをよろしく願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 見直しに関しては、今現在他のいいところ、こんなところはいいいのかなというふうに思っている部分と、道がどういうふうに計画を打ち出してくるかというところ、それから、現状を見ながら対応していきたいなというふうに思っています。奨学金の関係では、他の町のいいところを少し取り入れられないかなというふうに思っていますけども、これにはやっぱり財源というか、そこが必要でありますので、まだ町長とも具体的なことは何も協議しておりません。総合教育会議なり、あるいは予算の関係で町長とも具体的にお話をしてどうできるのか。それからこれは

先ほど申し上げましたとおり、1町だけで対応できるものではないというふうに思いますので、町だけで全額必要な額を調達するということは、これは到底無理な話であります。国からずっと下がってきて町に至るまで、どういうふうにそれをつなげていくかということも大事だと思いますので、やはり先ほど申し上げましたとおり国の方針、それを受けた道の計画、そしてそれを踏まえて町の計画というふうな対応ということについて、それが一本のものにならないといけないんじゃないかなというふうに思っていますので、それらが出揃った時点で再度見直しをしたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 今就学援助等について教育長から答弁をいただきました。十分地域の特性みたいなものを生かした中で計画を立てていただくようにお願いをしたいと思います。

同じ項目の中の3番目のところで、非常に貧困問題というのは定義も難しく、生活保護というのですか、もらっていれば即なのですが、準というようなところになりますと、どこまでという基準が非常に難しいかなというふうに私も考えております。それで、この貧困問題について理解を深めるというふうなことが大切なのではないかなというふうに思っています。それで、その辺理解を深めるための方法というか、そんなことを委員会としてどのようにお考えかお知らせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 毎年、3月から4月にかけて町内の全児童生徒、それから新入学生を対象に町の就学援助制度についてお知らせをしています。全児童生徒についてお知らせしています。当然それは学校を通じてお願いしておりますし、学校にお願いする段階で担当者から、それから私のほうからも校長会を通じてそういった制度の利用についての呼びかけをしています。今現在私の承知している範囲では、毎年度追加認定はありますけれども、追加認定が制度がわからなくて追加認定したということではなくて、それ以外の理由によるというふうなことでご理解いただければなというふうに思います。したがって津別町の児童生徒を持つ保護者については、この制度について認識されているというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 ただいま制度については全児童を通じて、それから説明をされていて制度が理解されていないことはないというようなお話であったので、その点については理解しました。

何っていうのですか、大きな社会問題であるということと連鎖されるということなことですから、学校に児童生徒が通っていればそういう機会があって、奨学援助等の内容等についても理解をされているのだろーと思いますけども、大きな、ここまではいいけどその次の代というようなことにもあるのだとしたら、やっぱり学校に関係するものとか、（聴取不能）とか、さらに貧困問題に対する理解を深めていくような仕組みとか、プログラムをつくってみんなが理解をし、その中で助成をしていって、子どもが貧困家庭に生まれたことによる不利益とか、そういうことがならないような取り組みにつなげていっていただきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 保護者に対して十分理解されているかという内容の補助的な説明になりますけども、お知らせの中に就学援助とはという内容、それから就学援助の対象者ということで具体的に町民税が非課税または減額された方だとか、あるいは国民年金の保険料が減免されている方だとか、あるいは児童扶養手当が支給されている方だとかということがわかるようにお知らせしていると。それから、所得要件についても何人世帯で幾ら程度が目安ということについても具体的に示して、見たときにうちが該当しそうかな、どうかなということがわかるような、そういうご案内の仕方をしているということでご理解いただければなというふうに思います。

それから、理解を得るための仕組み、これは当然もう少ししっかりやっていかなければならないのかなというふうに思っています。先ほど申し上げましたとおり教育だけで解決できる問題ではなくて、生活の支援、就労の支援、そういった経済的な支援というふうなことを考えていくと、関係部署、関係機関がしっかりと連携してこのことに取り組んでいくということが大事だと思いますので、時期は少し遅くなるというか、道の計画というふうなことをさっきから話をさせてもらっていますけれども、その計画をにらみながら、あるいは庁内的にも総合教育会議、あるいは、庁内の課長と

の会議等においても連携できる内容等について協議をしていきたいと。そして必要な方に必要な支援が行き届く、そういった体制をとっていきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 大体対応されていることはわかりました。今就学援助のことで以前茂呂竹議員から支給する時期でしたか、それが遅れると本当に必要なときに必要な支援が受けられていないのではないかなというふうな話があったかと記憶しているのですが、その辺の対応についてはどういうふうになっているか、そして現状でわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 昨年の9月にご質問がありまして、就学援助項目の中の入学準備金、それについて入学前に支給できないかというふうなお話がありました。そのときにお答えいたしましたけども、これは前年の所得を基準にして算定するということで、それらがはっきりするのはどうしてもやっぱり5月になってしまうというところで、支給時期は4月に遡りますけれども、認定はどうしても5月にならざるを得ないというふうなことでご理解いただきたいということで、その後できることがあれば検討してほしいというふうに言われていますけれども、他の町村の実態を見てもやっぱり制度そのものをつくるということは、その制度の中身に客観性や透明性、それから公平性、そういったものがなきゃならないと、これは大前提だと思いますので、そういったことを考えていくと、やっぱり推測だとか推計だとか、そういったことでは試算できないというふうなことになりますので、やはりきちっとした所得、やっぱりそれを根拠にしながら算定していくというふうなことが先ほど申し上げました制度の透明性、公平性を保っていくのだろうというふうに思いますので、現状の中では大変申し訳ないですけども、それはできていないというふうなことが課題としてあります。

ただ、就学の援助項目の中で、ほとんどが親御さんが一時立てかえだとか、事務手続きをするということのないように、教育委員会が学校に直接払いすると。校長に委託して、校長のところに一括払いすると。例えば修学旅行費だとか、何かというふうなこともありますけれども、そういったものについては、できるだけ親御さんの手を

煩わさない形でやっている。それ以外のものについては、6月と10月の2回の支給に分けて援助させていただいているというふうな状況であります。課題と言えば今申し上げました入学時の準備金が年度を越えないと支給できないというところの1点かなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 制度に整合性とかいろいろあって、それがちょっと間に合わないというような現状として間に合わないということだったのですが、そういうふうに言われればそれまでなのですが、確定申告をしてわかる、3月15日で、難しいのか難しくないのかわかりませんが、さらに検討を加えて、やっぱりタイミングのいい支給がいいのかなというふうに思いますので、以前ではされている所もあるような中での質問だったかというふうに思っていますので、それは課題として研究をしていただいて、やっぱり受ける側の便利というか、そういうものを考えて検討していただきたいというふうに思います。

それで、全体として何かあれば、なければ次の質問に移りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 引き続き課題とさせていただければというふうに思っています。

全体的には、就学支援にかかる本町の対応についてご説明いたしました。教育委員会をはじめ各学校等とも現状、例えば対応策についてしっかり検討して、その上で議員お話しのとおり子どもが生まれ育った環境に左右されないで、健やかに育成される環境の整備、あるいは教育の機会均等、そういったところに努めていきたいというふうに思っているところであります。

話の途中で、説明の途中で申し上げましたとおり、子どもの貧困問題の解消は一人教育の分野のみで解決を図れるものではないというふうに思っております。福祉、産業など関連分野と連携して子どもの保護者、それから子ども双方に対する支援が不可欠だなというふうに認識しておりますので、今後いろんな場でしっかり連携をしながら対応をしていきたいということを申し上げて答弁とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今教育長から答弁されて、やっぱり行政縦割りが多いので、やっぱりこの問題がいろんな分野にかかわるかというふうに思いますので、総合的に考えて津別町の子どもたちにそういう思いというか、少しでも改善されるような形で進めるように、これからも努力をしていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。次の質問なのですがフードデザートと言って食の砂漠ということで、私は以前に買い物難民等についての質問もしたことがあり非常に生鮮食料品の入手が困難になり、それは高齢化社会を象徴する問題であるというふうなことを聞くにつけて、大変な問題だ、今現在はよくても5年後、10 年後に向けては非常に大きな問題になり、今いろんな計画を策定中であるので、この問題に対する認識と、それから今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それではフードデザート問題についてお答えしたいと思います。これは、フードデザートというのは、文献によりますと社会・経済環境の急速な変化の中で生じた「生鮮食料品供給体制の崩壊」と「社会的弱者の集住」という二つの要素が重なったときに発生する社会的弱者層の生活環境悪化問題というふうにされているところです。

この「生鮮食料品供給体制の崩壊」につきましては、商店街の空洞化などによる買い物の利便性の低下という空間的な要因だけではなくて、貧困や差別、社会からの孤立という社会的要因も含まれているとされておりまして、こうしたことが進みますと津別町においても社会的弱者の栄養事情が悪化しまして、疾患発生率が増加して高齢者の要介護度の上昇にもつながることが懸念されるところでございます。

そこで津別町の現在の状況についてであります。平成 25 年に相生地区行動計画を立てるために行ったアンケート調査を見ますと、どこで買い物をするのかの問いに對しまして、美幌町が 15.9%、津別町が 12%、北見市が 11.6%となっており、その交通手段といたしまして自家用車が 31.9%で、バスが 4%というふうになっていました。

現状は、自家用車の利用が中心ですけれども、自由回答欄には、「相生でもう少し買

い物ができるところがあれば」と、それから「車で行けなくなったら」と、そしてまた「何か別な方法で買い物ができるようにしてほしい」という記述もあったところがございます。

この「別の方法での買い物」につきまして、津別町の実情を調査いたしましたところ、今月9月7日現在で、コープさっぽろの組合員に登録されている方が1,258名おりまして、このうち宅配を利用している方は332名となっています。また、カケル君が月曜日と金曜日に来町いたしまして、町内17カ所で移動販売を行っておりまして、1日当たり大体60名から70名の方たちが利用しているというふうに聞いているところです。

このほか、町の商店はもちろんのことですが、民間事業者による宅配事業や移動販売も行われていますことから、現時点で差し迫った「食の砂漠問題」はないものと考えております。しかし、本年6月に実施しました地方創生に関するアンケート調査におきまして、買い物環境と交通環境の整備がトップツートなっていますことから、物理的な整備はもとより、高齢者の社会からの孤立を考慮いたしまして、人と人とのつながりに重点を置いた取り組みを福祉関連事業と連動させながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 今町長のほうから答弁をいただきました。実態とそれからいろいろ言われております。調査は例えば本当に町の歩いて暮らせる範囲を超えた、それと高齢化率の非常に高い所を中心に相生地区でされて現状の数の報告がありました。私は、今現在非常にこういう状況ではないのだけれども、これはわかりませんが人口問題何とかで、2040年だとかというときになったらどうなるのだろうと。そのときに急に対策を立ててどうこうなるものでもないし、今いろんなことでまちなか再生は筑波大学が、先ほどお話のありましたように大阪市立大学、その方が保険、介護そっちのほうの分野でされているのかちょっとわかりませんが、そういう中で非常に心配というか、今現状ではそう困っていないというふうな数字が出されています。ところが、こういうネットだとか、それから宅配だとか、そういうものはこれからも、もしかするとどんどん入ってくるのかもしれないのですけれ

ども、すごく効率が悪くなって人口が少なくなったり、それから利用者が減ってくると簡単にやめられてしまうというような側面もあるのかなというふうに思っています。そういうところで今後に向けて十分検討していただいて、対策を練っていただきたいなというふうに思ったのが、今回食の砂漠ということについての質問にしました。

それで、買い物というのは、買い物行動というものは、自分で行って買うということと、それから届いたもの、そういうものだけでは内容も違うし、それから人と会って対面してするというのがこれから高齢化社会とか、それからいろんな先ほど食によるバランスの悪い食事というのでしょうか簡単に言うと、そういうことが要介護にもなるということであれば、歩いて行って買い物をすることが若干のこの抑止にもなったり、それから全然商店のない所でよくテレビやニュースとかにも出るのですけれども、やっと小さなスーパーができた、そうするとそこが日常の何というか初めてそこに行って今日初めて人と会ったとか、話ができたとか、そんなふうにもつながっていくということになっているようなのです。それで、食の面と、それから相生のことだけ言っていきますと 31.9%が自家用車で遠くに買い物に行っているということが言われていました。4%がバスというふうになっているのですが、私がバスの便宜さというのでしょうか、そういうこともこの4%という低い数字になっているのかなというふうに思っているのですが、その辺のところの感触というか、どんなふうにとらえてらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 午前中に２回目のご質問でございました。フードデザートということで、実は答弁ちょっと迷ったのですけれども、それはこれが意図している「生鮮食料品の供給体制の崩壊」というところに力点を置いて答弁すべきか、あるいは買い物難民一般を指して答弁すべきかということが、ちょっといろいろあったのですけれども、それで私のほうの１回目の答弁は両方含んだ形で答弁をさせていただきました。

その中で、先ほどのご質問でいきますと、特に相生地区で平成 25 年に行ったアンケート調査によると買い物に行く手段としてバスが４％ということであります。その辺の感触というのですか、それはどうかということでごございました。これにつきましては、実は今先ほどの佐藤議員さんにもお話しをいたしました地域総合支援型自治体推進モデル、岩間先生が行っています研究がございますけれども、これは今現地調査といたしますか聞き取りに入っております、私どものところの課長も質問をしながら調査に入っているところです。この休憩中に課長のほうで、ちょうどそこを回っているいわゆる感触というのも、お話しをしてきたということでもありますので、むしろ私が話すよりもその感触については、課長のほうから話したほうがより当たっているのかなというふうに思いますので、今これから課長のほうからちょっと報告してもらうことにいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） それでは、私のほうからフードデザートとは直接関係ございませんが、現在岩間先生の地域支え合いの活動に対するアンケート調査を町内の 13 の自治会を無作為に抽出し、津別町の人口構成に合うように地区を選定してアンケート調査を実施し、直接出向いて回収しております。その直接出向いて回収して、昨日は大体二十数件歩いてきたのですが、それはやはりその方の生活実態を目で見に来るということと、やっぱり直接会って話をして困っていることを聞いてくるという形でやっております。昨日歩いた中では、やっぱり 40 代から 90 代までも歩きましたけれども、ほとんどが昨日は実は緑町第一地区を歩いたのですが、現在やっぱり退職して間もない方がほとんど多くて、今現在はやはり困っていることというのはほとんど少ない、ないような状態です。やっぱり印象としては、国のほうで言っている今の

団塊の世代が10年後大変になるというような形で、それと同様に5年、10年後、このときになると、やはりかなりいろんな手助けが必要な人が増えてくるのかなというような印象を持ちました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 私も前に足の確保みたいなのが大変ということで、買い物難民の質問をさせていただいたことがあります。そのときも多分、もう4、5年前かと思うのですが、調査の時点で困るというような人は、余りいないということはないのですが、ただ、足の確保ということ言えばバスの便が悪いとか、そんなことだったかなというふうに思っています。私は、今回町長の今の話にもあったのですけれども、フードデザートというのはすごく深刻な問題を及んでいるのじゃないかというふうに思って、いま今解決できることと、それから今課長の発言でもありましたけれども、5年、10年経つと車が利用できない。それから、何というのですか、今コープですか、それとかカケル君とか、そういうようなのが戸数がどんどん減ってくるとどういうふうに、今と同じようなサービスをするのかどうかということも心配になったのと、何よりも生鮮食品をとれなくなって健康を害して要介護状態になっていくというようなことで、ちょっといろいろ調べてみると、取り組んでいる町も徳島だったかあるようなんですが、そこまた津別町とは同じではないのじゃないかなというふうに感じてもあります。それで、真新しいことでもあるけれども将来必ずそういう問題が出てくるのではないかというふうに思ったのが一つと、それと今実態調査をされているという状況なので、その先のことを現状の実態調査と合わせて5年になるとこの地域はこうなって、39%ぐらいはまだ車の運転は今できるけれども、その頃はできなくなる。そして、移動販売が可能であるのかないのかとか、そういう分析を今専門家の方もいらっしゃっているようなので、きちっと先に向けての体制をとっていただければ質問する意味があったかなというふうに。これは、いま今出てきた問題じゃなくて、もう70年代ぐらいから、それは日本じゃないのですけれども、こういう言葉が出てきているみたいです。いつもアメリカのいろんな問題というのは、10年後の日本の問題でもいろいろ見ているとそんなふうにも映っているように私は感

じています。それで、アメリカなんかは、この生鮮食料品をとることができなくなつて健康上影響を及ぼしている人がすごく多くて、国家予算をたくさん投入しながらも手当てしているというような話もあったので、先に向けて十分と言えるかどうかわかりませんが、そういう体制を庁舎内だけでなく、今専門家の方がいらっしゃっているときに計画を立てていってもらえればいいのかなというふうなことを思いまして質問していますので、その辺のところをお含みおきいただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 生鮮食料品がだんだん手に入らなくなってくることに対して、また将来的に心配と、そして今コープで宅配をしていただいたりとか、あるいはカケル君が来て移動販売をしているという実情にありますけれども、この去年の12月ですか、こちらのほうでお話をさせていただいておりますけれども、去年の12月の行政報告でご承知のようにさっぽろコープと高齢者等の見守り協定というのを12月に結んでいます。その内容につきまして議会でも報告をさせていただいたわけなのですけれども、そのときに宅配の利用者の数値も皆さんにご報告しておりまして、323名というふうに報告させていただいています。ですから、今回9月7日時点では332名ということですから、9名宅配を受ける方が増えられているという状況になってございます。こういうものを非常に便利だということで使われている方もありますし、それから町の中の業者の方たちも一部送り迎えもしてやりながら対応しているという状況も聞いております。コープが来なくなったり、あるいは引き上げた場合どうなるのかということでもありますけれども、それももちろんないとは言い切れませんが、もっと深刻なのが、町の中に生鮮食料品を扱う店がなくなるかもしれないという、後継ぎの問題等々含めて考えると、そのところもやっぱりしっかり対応していかなくはならないものですから、そうすると商工会とのしっかりした議論というのが必要になってくると思います。町はどういう形の支援をすれば、町がスーパーをやったり何とかということにはなりませんので、どういう形で支援をすると、どんなやり方が出てくるのかということ、やはりきちっと双方で話し合う必要があるのかなというふうに感じているところです。

それから、生鮮食料品の関係でいきますと、たまたま資料を見ますと、これは農水省が2011年に調査を行っています。これは、地方都市と、それから津別のような農村部、それからもう一つ、都会のいわゆるベッドタウンですね、こういう中で高齢者の買い物行動と栄養状況というのを調べているわけですが、ここで興味深い数字としましては、都会ほどいわゆる低栄養のリスクが高いという状況が出てきます。農山村ほど大丈夫という結果が出るのですけれども、それはやはり大きく二つ理由がありまして、一つは意外に家庭菜園をされている方たちが多いということと、それから地域のコミュニティーが非常につながりが深いということで、いわゆる助け合いの「よかったらこれ食べないかい」というようなことで、これが地方都市、あるいは都会のベッドタウンから比較すると非常に高いので、むしろ農山村のほうが栄養状況はいいという調査結果も出ています。ただ、これがどんどん人口減少していったいわゆる言われています消滅可能性都市だとか、そういう状況に至ってきた場合に、ここが成り立つかどうかというのは当然あります。そこで今地方創生だとか、あるいは中心のまちなか再生だとか、それは商店も含めたさまざまなことが複雑に入り込んでいる内容でありますので、それらを一つ一つ整理しながら、どういう組み合わせでいくと、ここで先ほども佐藤議員もお話が出ていました住み慣れた所で安心して暮らしていけるのかというその仕組みづくり、それを今検討していきたいというふうに進めているところですのでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君）　9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　今それぞれ実態と今後に向けてという話の答弁がありました。都市は都市の問題、地方は地方でのこの問題いろいろあるかと思います。国のちょっと様子を見ると、いろんな省庁がいろんなメニューで支援をしているような所もありますので、将来に向けて今商工会の問題であるとか、コミュニティーの問題というのもありました。地方でもやっぱり核家族が進んでいるところもあります。そして、中心地でない本岐だとか相生だとか、そういうことでなく、やっぱり町の商店にちょっと遠い、歩いて行けない所でやっぱり困っている範囲もあるように見受けられます。足の問題を訴えているところもありますので、買い物とか、それから栄養だけの問題でなくて、いろいろな問題を抱えておりますので、今研究されたり、

いろんなところに声を掛けながら、例えば言われている二千何百人になっても、一つの町として成り立っていくようなことを多分色々な計画の中にも盛り込まれているのだろうというふうに思いますけども、生きていく上で食って大きな問題でもありますので、念頭に置いて計画等の作成にあたってほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 具体的なことはこれからいろんな手段、方法論が出てくるかというふうに思います。それを実行するためには、何が必要なのかということも含め、それから、それはもちろん金銭的な部分もあるでしょうし、それからマンパワーの問題もあるでしょうし、さまざまなことがこれから実行する上では方向性が見えて、それを実行していく上には、いろんな壁も出てくるでしょうし、いろんなことが出てくるかと思えますけれども、基本的にはやはり住み慣れた所できちっと生活ができる、安心して暮らせるというところを目標として、それに近づけていけるような、多分これはエンドレスな取り組みになってくるかというふうに思いますが進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告のとおり一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初にですけれども、道は地域医療の拠点となる第2次医療圏の病床削減数値を示したというけれども、町民に影響の大きい津別病院のベッド数はどうなるかということについてお尋ねしたいと思います。

医療・介護総合確保促進法がこの4月から実施されておりますけれども、この法律は、私流に言うと言で多くの高齢者を介護サービスの対象から外し、入院患者を病院から追い出す法案ではないかというふうに思っています。利用者にはますますの給付の抑制と負担増になっていく、このことがわかってきました。

ここで、お尋ねいたしますけれども、先ほどの町長の行政報告にもありましたけれども、地域医療の拠点となる第2次医療圏の病床削減数値を津別病院のベッド数にどうつながっていくのかという心配がありますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹裕子さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、北海道の病床削減数値に係る津別病院のベッド数に関連いたしましてご答弁させていただきます。

今お話もありました本年7月の24日に、北海道総合保健医療協議会、それから地域医療専門委員会におきまして、団塊の世代が75歳となる2025年におきまして、必要とされる病床数の推計結果を公表したところでございます。

これは、今後の高齢化の進展による医療ニーズの変化を踏まえまして、急性期から回復期、在宅医療まで、それぞれの患者の状況に合った医療サービスを提供できるバランスのとれた医療体制の構築を目指しまして、各地域における2025年の医療提供体制を描きます「地域医療構想」に向けた参考資料となるものでございます。

この推計は、二次医療圏単位で推計されまして、津別町が含まれる北網圏域では、2013年の病床数が3,323床に対しまして、2025年では2,310床で30.5%の減となっています。これは、高齢化と人口減から推計されたものでありまして、病床数を強制的に削減するという趣旨のものではありませんで、地域医療圏構想の策定に向けての議論を行う上での参考とするものであります。今後、各圏域において、その妥当性を含めまして、介護や在宅医療体制をはじめとする医療介護サービスの提供体制を議論していくこととなります。

こうして、北海道は平成28年、来年度ですけれども、28年に北海道医療計画〔改定版の見直し〕を策定することとしておりまして、道内21の2次医療圏域で「地域医療構想調整会議」を設置し、圏域地域推進方針の議論を開始したところでございます。

去る8月28日には、第1回北網圏域地域医療構想調整会議が北見市で開催されまして私も委員の一人として参加したところでありますが、多くの傍聴者の中に津別病院の相澤院長ほか3名の職員が傍聴に来ておられました。

津別病院のベッド数につきましては、これまで90床でしたが、このうち療養型30床の利用状況が12から14床に止まっていますことから、今月9月から5床減らしまして85床にしたというふうに聞いているところでございます。今後、津別病院では将来の人口推移、高齢者数の推移、現在の入院者数、それから医療従事者の確保等を踏

まえながら適切なベッド数を検討していくというふうに言われておりまして、町としてもしっかり協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] ただいまのご答弁ですと、削減ありきではないと。これからの状況を見極めながら議論を始めたところだというふうにお聞きしましたけれども、私も削減率の根拠というのは、2025年の推計人口と高齢化率であるというふうには押さえておりました。津別町は非常に人口減ではあるけれども、高齢化率が高いからと安心はできないんじゃないかというふうに思っています。また、町民の皆さんの中には、単身の高齢者も含め津別病院を頼りにせざるを得ない町民もたくさんいらっしゃいます。病院の存続というためにも、ベッド数はある程度確保しなければならないというふうに考えておりますけれども、津別町としましても津別病院にはこれまで医師や看護師の確保や医療機器の更新などに多額の補助を出して力を注いでもきましたけれども、今後この議論が始まったばかりでこれからということであれば、幸い町長も委員になってらっしゃるということですので、ベッド数確保やさまざまな医療環境についてお力を尽くしていただきたいというふうに要望しておきます。

これで何かあるでしょうか、ありませんか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今津別病院のほうも昨年耐震調査を行ってしまして、鉄骨づくりなものですから耐震があるという結果が出ました。それを受けて津別病院としましては、新築の方向ではなくて改修をしていく方向を考えているということで、一部リハのほうの部屋も拡充したりしておりますけれども、総体的にはこれからベッド数の見直しも含めて進めていきたいということで、まだ具体的に幾つにするということにはなっておりませんが、療養型のほうが少し減っていくのかなというような感じを受けているところです。

そして、今この地域医療構想をつくるに当たって、今言われているのは、高度急性期、それから急性期、回復期、それから慢性期という形で病院に入っているわけですが、それが上のほうがウィングラスのようになっていて、そして回復期のと

ころが非常に少ないという状況になっています。それを 2025 年ですから 10 年後ですか、それをある意味では寸胴型にしていくというか、回復期のところを広げていくというような方向を高齢化、ちょうど僕があれなのですけども、団塊の世代の最後になるのですけれども、そこが 75 になるという 10 年後、そのところを目標にして、形態を変化させていこうということで基礎資料の中でこれから議論されていくと。しかし、そのことがそれぞれの今度北網圏域でそういうふうになっていくのですけれども、個々の病院がたくさんありますので、どこでどういうふうにしていくかということは、病院も含めた、ですから医師会も入っておりますし、そういう中でこれから議論がされていくだろうというふうに思います。

そしてやはり津別でいけば、今院長先生とそれから先生 2 人とそれから看護師さん 2 人の 4 人で在宅医療をやっていただいておりますけれども、今 40 人程度診ているということです。ですけれども、これもやはり医師の確保がしっかりできなければ、いくらこれから国のほう、あるいは道のほうから在宅医療を進めてくださいと言われても、お医者さんや看護師さんが確保できなければ、それは幾ら言われてもできる話ではありませんので、それは在宅で看取りがきちっとできるようなことで相澤先生も努力をされておられますので、そこに町としてもしっかりかかわりながら、なくてはならない病院でありますので対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次に、医療・介護総合確保促進法によって介護報酬の切り下げと介護保険に関する改定もありましたので、以後三つの問題でお尋ねしたいと思います。

介護保険施設入所者の負担増についてまずお聞きします。この 4 月から資産と預貯金とそういうものを調べて、負担を原則 1 割から 2 割に拡大したというようなことがありました。一方、基準の見直しによってホテルコストと言われる補足給付をこの 8 月から外すというようなことも出てきております。そういう実態がこの津別町でも起きてきているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、二つ目のご質問の介護保険施設入所者の負担増と

補足給付の津別町の実態をお話しさせていただきたいと思います。

介護保険法の改正によりまして、地域包括ケアシステムの構築に合わせて、費用負担の公平化の観点から低所得者の保険料軽減を拡充するとともに、所得や資産のある人の利用者負担が見直されたところでございます。これにより、本年8月から一定以上の所得のある者の自己負担割合が引き上げられまして、補足給付の要件についても資産の勘案等が行われたところであります。

津別町の状況につきましては、これまで所得にかかわらず利用者負担は1割負担でしたが、合計所得金額が160万円以上で単身で年収280万円以上、2人以上世帯で年収346万円以上ある65歳以上の被保険者は2割負担となりまして、全介護認定者のうち8名が2割負担となりまして、このうち施設入所サービス利用者は1名となっているところでございます。

また、施設入所サービスや短期入所サービスを利用した場合の食費や居住費は自己負担が原則でありますけれども、住民税非課税世帯の利用者に対しましては、申請に基づき、食費・居住費を補助する補足給付と呼ばれる特定入所者介護サービス費を支給しているところであります。

この補足給付は、一つには食費や居住費等を負担して在宅で生活する被保険者との公平性を図ること、二つ目には預貯金等があり負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正する必要があるという観点から見直されたものであります。

今回の改正によりまして、補足給付の支給に当たっての勘案要素として資産が追加されまして、預貯金等を勘案することとなりました。支給基準は、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下が支給対象となりますけれども、この改正で資産勘案により非該当となった方は6名おります。そのうち施設入所サービス利用者につきましては3名というふうになっておりますので報告させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 数字をお聞きしまして、結構な人たちが負担増になっているのだなというふうに思います。また、通所とかホームヘルプサービスを受けられている方が、現行どおりこのサービスを受けていけるのかどうかというこ

とが今後問題になってくると思うのですけれども、問題点もこの資産とか預貯金の持っていることに対して、このような判断をするという問題点は三つくらいあると思うのですけれども、一つの問題点としまして、配偶者が課税ラインでギリギリの人、そしてその方が病気を持っていたり、借家に入っていたりといった場合、それを配偶者の負担をした場合に共倒れになる危険性というのが一つ考えられるかなというふうに思います。

それから、預貯金をどのように提出されているかということなのですが、貯金通帳の写しの提出ではないかというふうに思いますけれども、それをしなければ金融機関に直接調査をするということも可能になったというふうに聞いておりますけれども、これは生活保護申請以外で社会保障の分野で資産調査が認められているというのは、これは異例ではないかというふうに思うのですけれども、このあたりはどうでしょうか。

それから、三つ目としましては、介護施設入所するために現在ある預貯金を取り崩すということが前提になっていて、この後の配偶者の方の今後、そういうことにも非常に影響があるんじゃないかというふうに思うのですけれども、お聞きしますと、この間私もいちいの園に行って聞いてきたのですけれども、どれくらい上がるのですかと聞きましたら4万円くらい上がるのですと言うのです。6万円弱の人が10万円弱の負担になるということで、いちいの園にも3人ほどおられるということでした。これらをそのまま見過ごしていいのかどうかということが私は問題があるなというふうに思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 課税ラインギリギリのところというのは、これはどのことについてもその部分境目にあるというのは、試験なんかもそうですし、合格ラインと不合格ラインというようなこともあります。ここのところは、ここをそれじゃあまた下げるかとか、上げるかとかというのはなかなか難しいと思います。これは一定の決められた範囲でやはりやらざるを得ないのかなというふうに考えているところです。

それから、預金の関係でありますけれども、これは窓口のほうに提出することになっています、写しをですね。これは、聞きますと、やはりかなり職員も怒鳴られたり、

いろいろしているようです。なんでこんなもの出さなくちゃならないのだというようなことで。これは職員としては法律に従って事務を進めているわけでありますので、その辺は理解していただきたいなというふうに思います。

出さないという方については、それでは銀行のほうで調べさせてもらってもいいですか、お聞きしてもいいですかということでお聞きしますと、いいよと、今までそういう返事を受けて聞いて内容を承知しているというふうに聞いていますし、それから、鼻っから、この基準では自分は対象にならないということは、わかっている方は申請ですので、そもそも申請して来られないというようなことも聞いているところです。

それから、6万が10万にということは、ちょっと内容的に私も承知しておりませんが、個人的なことに关しましては。ただ、そういう中で、何か方法があるのかどうか、それはあるいはないのかというようなことは、また担当のところに相談に行ってもらって、そして経営をされている方もその辺はよく十分承知していると思いますので、その辺のお話をまた行政側と経営をされている方とできることがあるのであれば対応すべきではないのかなというふうに思います。具体的にどうこうというのは、ちょっと私のほうで今お答えするような回答は持ち合わせておりません。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 今町長のご答弁もお聞きして行政の判断としてはそういうことなのかなというふうにちょっとがっかりしました。また、これは私特養に行って聞いてきて、この6万円が10万円になるというようなお話だったものですから、これは私がうそを言っているわけでも、オーバーに言っているわけでもないのですけれども、やっぱり中にはお支払いができなくなってくる人もいるのかなと。もし、お支払いができない場合は、退所せざるを得なくなるのかなというふうに思うので、そこら辺が行き場がなくなる介護難民のような形になってしまわないかなというふうな心配もあります。これはまだ始まったばかりでして深刻な状況になるというような時期でもないかもしれませんが、この問題はここらあたりで止めたいと思いますけれども、ひとつお伺いしたいのは、施設入所ではなくて、通所だとかホームヘルプサービスなどを受けられている方の中に、この数字、先ほどお聞きすれば7人ぐらいの人が負担増になっている人がいるのかなというふうに思いますけれども、これ

が原因でサービスを減らすような人が出てはきていないかということをひとつ伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） 現在のところこの8月から2割負担になる方につきましては、7月末からこういう手続きが必要ですよという話で、早々に負担割合書の提示をしてケアプランの提出をしている中では今のところサービス抑制というような情報はいただいていないので、今2割で在宅で受けている方も、それほど満度なサービスの利用がない方と承知しております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それと、先ほど6万が10万になったということなのですが、これは、その人がどのような資産を持っているのかということのも私も承知しておりませんので、そこが不明な状態でお答えをしていくというのはちょっと私としてもできかねますので、そのようなことでご理解していただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 確かに個々それぞれ受けているサービスの量も違いますし、資産とか預貯金の額なんかも違うのだらうというふうに思いますので、町長のそういうお答えはわからないわけではないのですけれども、よそのこの近隣の町でも、このことに対処して減免というか補助というか、そういう政策をとっていると、とり始めたという町もあります。私も何件か聞いているのですけれども、そういう本当にたくさんお金を持っている人は別ですけれども、本当にギリギリで今介護なりのサービスを受けている人たちに対して、もっとどう言ったらいいかちょっとあれなのですけれども、そういう困った人は、どこどこに相談してください、先ほどは町長は経営者に相談しなさいと言っておりますけれども、そういう窓口をはっきりさせておいたらいいいのかなというふうに思います。

それから、もし津別町がこういった人たちに手を差し伸べるということになるとすれば、これは本当にいいなというふうに思います。施設も増えてきましたし、町民も安心してこの町で過ごせるというような見通しも大分立ってきておりますので、本当にそういう軽減策などができれば、私は本当に皆さんがこの町で暮していけるのでは

ないかなというふうに思っているところです。

次に、移らせていただきます。要介護１、２の方が、施設入所から外されましたけれども、一番心配なのは、体が元気でも認知症にかかっているというような家族を抱えている家庭だと思います。独居の方だとか老老介護だとか施設に入りたくてもなかなか入れないというような状況が出てきているのではないかというふうにある例からちょっと心配しているところなので、こういう現実の影響が出てきているかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 三つ目のご質問でございます。要介護１、２の方の特養入所に対する町の対応でございます。制度の改正によりまして今年の４月から特別養護老人ホームの新規入所者につきましては、原則要介護３以上に限定されましたが、要介護１、２の要介護者であってもやむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合につきましては、特例的に特養への入所が認められることになっております。この特例入所の運用にあたりましては、透明性と公平性が求められますとともに、市町村による適切な関与が求められているところであります。

このため津別町といたしましては、恵和福祉会いちいの園と協議を行いまして、特例入所の要件に該当する方の申し込みを受けた場合は、保険者、つまり町でありますけれども、町に報告し、町においてもやむを得ない事由要件を確認して施設に意見を述べる手順をとっているところでございます。

その後、入所判定委員会で優先度と特例入所の要件に該当の「総合判定」を行いまして、決定した場合は入所申込者待機者順位リストに搭載されることになります。なお、８月末までに保険者、町が意見を述べた件数につきましては５件あります。このうち、施設入所となった方につきましては、１名となっております。

今後におきましては、独居高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が占める割合も高いことから、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、医療・介護・予防・住まい、生活支援の一体的な提供の仕組みづくりが必要と考えているところであります。住まいにつきましても、高齢者の多様なニーズに対応しつつ、「津別町住生活基本計画」との整合性を図りながら検討してまいりたいと考えております。また、来年４月に本

岐に開所予定の小規模多機能型居宅介護サテライト事業所も、仕組みづくりの一環として有効に機能するものと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 特例入所が 1 件あったということですが、お伺いしますと特養の待機者 80 人のうち、要介護 1、2 の方は 50 人いるというふうに聞いてきましたが、これから認知症等で家族が困るケース何かが出てくるのが多発してくるのかなというふうにも思いますので、家族が本当に不幸な結果にならないような対応をぜひこれからも続けていただきたいと思います。

次に、4 番ですが、4 月から事業所に支払われる介護報酬は、平均 4.48%引き下げられ、各種加算を全部取得しても 2.27%の引き下げとなります。中央社会保障推進協議会という団体が全国の事業所のアンケートを実施した結果、特に北海道は 73%の事業所が減収になり、そのうちだと思いますが 15%が事業の廃止を検討するというふうに答えているそうです。そして、小規模事業所、とりわけ通所介護や通所リハビリ、それからグループホームが厳しい状況になるというふうに言われています。加算要件を取得して引き下げ幅を減らすか、それが難しければ人員の削減や賃金や労働条件を引き下げて乗り切るかということになると思いますが、後者の場合ですと離職者が出てきます。介護報酬の引き下げは事業所を圧迫するし、利用者のサービスを後退させますし、利用に制限や削減、値上げといったそういうよいことが何一つないというふうな感じとなっております。質問なのですが、まだ施行から半年で顕著な影響が出ているかどうかはわかりませんが、町内事業所は、見た感じでは非常に小規模だなというふうに思いますので、影響が大きいのではないかと心配しているところです。それで町が経営状況をどのように把握していらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）

介護報酬切り下げによる町内事業所の経営状況についてであります。今年の介護報酬改定率につきましては、今議員がおっしゃいましたとおりマイナス 2.27%となりま

して、基本報酬はほぼすべて引き下げとなったところでございます。本年4月以降の詳細な経営状況の把握は行っておりませんが、今回の介護報酬の改定によりまして、いずれの事業所も大変厳しい状況にあると聞いているところでございます。

そうした中におきましても、各事業所における対策としましては、利用者の増や登録定員の拡大、それから報酬加算項目の見直しなどを行いまして、基本報酬減を補う経営努力が行われているところであります。来年度末にどのような結果となるかは今のところ不明ではありますが、事業所の経営努力により事業の維持が図られますことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 先ほども申し上げましたが、私もいちいの園に行ってお話をしてきましたが、大変は大変だということなのです。一人一人の報酬が減ったということで、大変ではあるけれども前から行っているショートステイの稼働率を上げたりしてカバーしているということでした。

現在三つの加算を受けているのですが、新たに加算を一つ検討しているというふうに聞いてきました。事業を続けるということは、民間ですから黒字にならないと撤退するというような厳しさもあると思いますが、懸命に努力されているということはわかりました。津別町は4割の人たちが高齢化ですので、こういう事業所が頑張ってくださいということは大変ありがたいことだというふうに思っています。

町としましては、高齢者が安心して住めるようにできる限りのご協力はいただけるというふうに思っていますけれども、もしものとき、ぜひ特段のご協力をしていただければというふうに申し上げまして、この質問を終わります。

次の質問に移らせていただきます。2番目の自衛隊の適格者名簿について、しつこいようですが、再び質問させていただきます。

私は昨年の12月議会で質問しましたが、自衛隊員の適格者名簿の提出について再度お願いしたいということで、昨年は何かの都合で適格者名簿の依頼がなかったということでした。しかし、適格者情報の提供は地方自治法の規定により法定受託事務に基づいて継続していくべきものと認識しているというようなご答弁でした。

まず最初に、今年度ですが、その適格者名簿の依頼はあったのか、なかったのか。そして、提出されたのか、されていないのかを伺います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自衛隊のほうになってしまいましたけれども、先ほどの答弁ちょっともう一つお答えしようかなと思っていたのもですから、少しでもお話しさせていただきます。

経営が非常に厳しくなっているということでもあります。電気のスイッチを細かに消しながらというふうに対応している事業所もあるようでありますけれども、そういった中で一番大きな特養につきましては、その前の質問でもありましたけれども、待機者が多いと。これは津別町に限ったわけではありませんけれども、それに対応するために、町として期待しているのは、特養が 50 床から 80 床に持って行って新築をしていただけるということが大きな期待としているわけでありますけれども、この介護報酬の改定と、それからマンパワーの確保、人員の確保が非常に困難になっているというようなことから新築が可能なのか、どうなのかということを実は先だって恵和福祉会の理事長さんがお見えになりまして、26 年とそれから 27 年の事業報告と計画についてお話しに来られました。その際に、新築についてのお話を伺ったところなのですが、従来どおり平成 31 年に建設を考えていますということで、5 月ぐらいに着工して平成 32 年に開所できるような方向を考えているようで、そうなりますと、もうそろそろ準備に入らなくてはならないという、いろんな許可事もたくさんありますので、そんなお話も聞かされましたので、町のほうとしては、非常にこういう状況になりつつも大変ありがたいなというふうに思っているところです。

それから、自衛隊の関係でありますけれども、これは、12 月議会でもお話がございました。町のほうの考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。

それで、この自衛官の募集に関する事務につきましては、自衛隊法の 97 条、これは都道府県等が処理する事務という表題になっておりますけれども、それと自衛隊法施行令第 120 条、これは報告または資料の提出という表題になっております。に基づきまして、都道府県知事と市町村長が地方自治法第 2 条の規定による「法定受託事務」として処理することとされているところです。

今年3月に実は、総務省からの地方自治法第245条の4に基づく技術的助言がありました。これによりまして、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提供については、自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部長が市町村長に対し求めることができる」と解されている」としまして、一方、自衛隊法第29条、これは地方協力本部のことです。と第35条、これは隊員の採用です。の規定に基づく防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科大学校の生徒の募集に関する事務は、その根拠となる法令の規定が存在しないことから、住民基本台帳法第11条に基づき、住民基本台帳の一部を写しの閲覧を市町村長に請求することができると考えられるとしているところでございます。

したがいまして、町からの自衛官の募集対象者情報の提供につきましては、自衛隊法施行令第120条の規定によりまして、本町を管轄する自衛隊帯広地方協力本部からの依頼文書を受領後、対象者を住民基本台帳から抽出いたしまして、提出しているところであります。本年度につきましては、既に提出済みでありまして、昨年度は依頼がありませんでしたので、提出はいたしておりません。

ただ、住民基本台帳により抽出しての情報提供を取りやめて、住民基本台帳法による閲覧方式に切り替えて対応する市町村もあるというふうに聞いておりますので、今後、機会を見まして管内市町村長と意見交換の場がありますので、そこで意見交換を行ってみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 私がなぜこの問題をしつこくやるかということなのですが、自衛隊からの提出というのは依頼だというふうに言葉尻を捕らえるようで恐縮なのですが、依頼というふうになっているということであれば、公文書では件名の後に依頼とか通達なんてよく書かれている儀礼上のものなのかもしれないのですが、やはり依頼であれば、個人情報保護法なんかもありまして、お断りできるのではないかというふうに思うわけです。前回も個人情報保護上の問題があるのではないかというふうにお聞きしたのですが、私の力不足でそこを詰めること

ができませんでした。それで、ご答弁ありませんでした。今の町長さんのお話を承りますと、自衛隊法施行令の規定で防衛省から知事に依頼があつて情報提供の法定受託事務となっているということですが、私はこの住民基本台帳法では明確な規定があるのかどうかを今お聞きしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほども総務省からの技術的助言、これは今年の3月31日に出ているものであります。それに基づきまして、各地で今のようなことが質問をされているという状況は承知しております。私もネット上でいろいろ見てみますと、中には120条の規定に基づいて提出できるのは統計資料であるというようなことも出ていたり、でも逆にそれはどこに書いてあるのだろうというのがわからない状況もあります。ですから97条と施行令の120条に基づきまして、これまで対応してきたところがあります。そういう中で、もう一方では住民基本台帳法で閲覧することができますので、そちらのほうで、要するにこちらでピックアップしたものを、該当して何年生まれから何年生まれの方を資料の提出をお願いしますというふうに来て、それを出しているわけですが、それを閲覧の中で見て行ってくださいと。そういう形で住民基本台帳法で切り替えている所もあるというふうなことでありますので、それはまたどういう実情からかというふうなことであります。多分自衛隊にもいろいろ災害派遣等々、国を守ると、災害も国を守る中の一つだというふうに思いますけれども、そういったところに、いつも協力をしていただいているというふうなこともあります。ですから、できる範囲の中で法律の規定に基づいてすることができますよということですから、しているというふうなことです。

ですから、議員がおっしゃるようにできますよということだから、しなくてもいいのではないかということももちろん成り立つのですが、今言いました形もありますので、町としては協力をして、そういう提出をしているということでもあります。これをこれから見ていただく、閲覧方式にするかどうかにつきましては、またしかるべきところで、いろいろ意見交換をしてみたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 閲覧方式に切り替えた所としては近くでは北

見市があると聞いています。北見の議員さんから聞きました。それから、滝川市、根室市は、提供を行わないこととしたというふうに決めたそうです。北見市は、名簿は提供しないけれども、条例どおり閲覧をさせるということらしいですので、これが住民基本台帳法の正しい仕方なのかなというふうに私としては思うところです。

私は、去年は、集団的自衛権行使容認を閣議決定した後にこの問題で質問しました。それが今回は、それを具体化した安全保障関連法案が今まさに国会を通過するかしないかという非常に切羽詰まった事態になっております。国民の6割以上が反対、または今国会での成立に反対している中で、平和憲法がなきものになってしまうと。民主主義も国民主権も生存権も脅かすのではないかというふうな法案は認められないというふうにして、全国津々浦々で若者から戦争体験者、それから法律の専門家、憲法学者、それからここ数日では退職した裁判官の方までが反対だと、違憲だというふうに口を開けられています。

そういう中で、これまでの自衛隊の任務というのが大きく変わるということなのです。これは、自衛隊が災害のときに活躍してくださるということは誰もが認めて納得できるものですが、この安全保障関連法案というのは、そういうことではなくなるということで、若者が前も言いましたが、戦場に駆り出されて命のやりとりをすることになるかもしれないというふうな非常に危険なことを想定しなければならないというような状況だというふうに思いまして、今いる私たち大人が、後々何していたのと、孫、子に問い詰められるようなことがあってはならないというふうに思いますし、町長には開示の権限がありますので、そこら辺をきちっと想定していただいて、片棒を担ぐ名簿提供なんかは私はぜひやめていただきたいというふうに賢明なご判断を切に要望申し上げてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） どうしても今この時期なものですから、安保関連法案が今かかっているところです。そういう中で、募集業務との連動した議論にどうしてもなっていくのかというふうに思いますけれども、この今言われている集団的自衛権の解釈については、これをやることによって抑止力は高まっていくのか、あるいは戦争に巻き込まれていくほうが高まっていくのかという、この二つが堂々めぐりをしていると

いう状態だというふうに認識しています。その中で、であれば、やはりそれがしっかり国民の中で納得、それは100%というのはなかなか何につけても無理かというふうに思いますけれども、多くがそれがやはりこの道だなというところまでやっぱり議論は尽くすべきではないのかなというのが自分としては考えているところです。

それと、同じ自衛隊なものですから、確かに例えば議長、あるいは副議長も参加されておりますけれども毎年美幌駐屯地で自衛隊の周年行事があります。そこに参加して私も毎年行っているわけなのですけれども、そこで行進する隊員の姿を見ると、やっぱりこの人たちが戦場に行ったら、これは何かそういうふうに見ると、しっかりやはり安全を確保するというか、この人たちをやっぱり死なせてはだめだなというような思いというのは、どの町村長もみんな感じているというふうに思うわけです。

そういう中でも、また一方では、災害救助、特に屈強な体で危険な箇所に行って、そして人命を助けてもらおうと。あるいは遺体を探して回るといようなことをやっていただいているところです。それは仕事として要素をいろいろ持っている自衛隊でありますけれども、私どもとしては現時点では、この97条と120条の関係の中で適格者、こういう求められた何年生まれの方たちは何人いますかということで出していますし、その資料はその年が終わればすぐ廃棄処分にするという誓約書ももらっています。そしてそれは一時期、新聞報道等でもダイレクトメールがいくといようなことも書かれておりましたけれども、これらも名簿は渡しますけれども、それは本人の合意において話し合いを行うということですから、勝手に手紙を送るといようなことは、やはりその中ではできない話にはなりますので、そういったことの誓約書もしっかり取りながら対応しておりますので、ご理解をいただきたいなと。津別町の今やっていることについてです。ただ、先ほど幾つか出ておりましたけれども、他町村ではまた別な見解を持って、それはまたそこに置かれている事情もいろいろあるのだろうといふふうに思います。それらも話し合う機会がありますので、その辺意見交換をしてみたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 町長の立場というのもわからないわけではありませんけれども、私も質問を終わろうと思ったのですが、ちょっと一言だけ。

この名簿を提出しなくても、住民基本台帳上は閲覧が認められるということですので、閲覧に切り替えるというお考えはないのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ですから、それをやっている所も幾つかあるので、どうしてそれを選ぶのですかと。じゃあ、97 条と 120 条をどのようにお考えなのですかと。それは、97 条と 120 条でできないものがあります。それが防衛大学の生徒の募集だとか、そういったことがありますので、それと同じ扱いにする意味というのですか、その経過というのを、それを意見交換しながら聞いてみたいということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 もう質問の時間が迫っておりますので。

個人情報保護条例というのが明日条例の改正を行うという日程になっておりますので、そこのところでも詳しく説明をいただけるかなというふうに思いますけれども。やはり、住民基本台帳法では明文化されていないと。それから国会でも閲覧を認めているに過ぎないのだという答弁があったというふうに聞いていますので、やはりそういった立場で近隣かわかりませんが、市町村長さんたちとの議論の中では、そういうことも頭に置いて、ぜひ考え直していただければというふうに思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時 10 分

再開 午後 2 時 25 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） 〔登壇〕 それでは、議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしましたとおり質問をさせていただきたいと思います。

町道・林道の整備の関係であります。このことについては12月議会において乃村議員のほうから町道全般についての質問がされております。とりわけ私の質問については、畑に通じている、要するに舗装化されていない町道・林道の整備が必要であることから質問をさせていただきたいと思います。とりわけ農業機械の大型化に伴って現行の町道・林道の幅員では車両が安全に運行できない状況が生じております。そのことから道路幅の拡張が必要と思いますが、その考えについてまずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 村田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、町道・林道の整備につきまして、農業機械の大型化に対する町道林道の幅の拡張の関係であります。今議員もおっしゃいましたとおり同様の質問につきましては昨年12月の議会に乃村議員さんからもお受けしたところでございます。

まず町道の整備についてでありますけれども、生活路線のほとんどが改良舗装を終えまして、残る市街地の未舗装路線につきましては、平成22年度策定の「市街地町道整備計画」に基づきまして現在整備を進めているところでございます。

郊外の路線につきましては、費用対効果から建設省所管の補助事業の採択にならない路線が多く、これまで農業サイドの補助事業を活用して整備を進めてきたところでございます。

この未舗装路線につきましては、利用状況や道路状況から現在のままとなっておりまして、今年度から実施区域となった国営農地再編整備事業におきましても、町道の改良を行う計画路線はありません。このため、改良を行うには、道営事業もしくは団体営事業による農道整備事業に頼らざるを得ませんが、実施にあたりましては受益面積と延長の基準がありまして、また、地元の費用負担を考えますと即実行には至らないのが実情でございます。今後の財政状況と補助制度の変更などをかんがみまして課題とさせていただきたいと考えているところであります。

次に、林道についてでありますけれども、林道は、森林整備の促進や林業・林産業の振興を目的に整備した道路でありまして、その道路幅は自動車道1級1車線林道で

4メートル、2級林道で3メートルと規程されておまして、本町の林道も同様の規程に基づいて整備をしてきたところであります。

現在、町が管理している林道は26路線で、延長6万7,390メートルとなっております。毎年、草刈りなどの環境整備や、雨や融雪などで補修が必要になった箇所の修繕などを行いまして通行に支障がないよう維持管理に努めているところであります。

林道は、大型農業機械の通行を想定して整備されていないことから、通行が困難な箇所につきましては情報収集を行い、できる範囲で環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 〔登壇〕 今質問に対しての答弁がされたところであります。私も認識している部分では、確かに町道・林道、非常に近年の豪雨に伴って傷みやすい状況になっているという、さらにはそういった傷んだ箇所については、それぞれ要請をすればすぐ担当の方が現地を見て対応をしていると、こういった状況も私なりに認識をしているところであります。こういった対応に対して私自身個人としても非常に評価をしているところであります。

そうは言っても、林道、恐らく今津別町の農業畑に通じている町道・林道、恐らくすべては4メートルではないかというふうに私は認識しております。しかし、小麦の収穫機、コンバインあるいは牧草の収穫機、ハーベスターと言われていますが、これらの幅が大体車両幅が3メートル50から3メートル60と言われていています。そうすると、林道の車両道でなくてのり面にまでまたがって利用しなければ運行できない状況があるというふうに言われております。とりわけカーブになっている箇所、こういった所も非常にのり面から外れる恐れがあるものですから、同乗者が降りて、そして安全を確認しながらゆっくりと運行しているという、そういった状況があるものですから、本当に今の4メートルの幅だけで十分なその農機具の農業作業器具の安全が確保されるのかと言え、それは非常に私自身も危惧をしておりますから、そういった部分で今の答弁の中にもそろそろ対応していきたいということもありますが、やはり農業用で使われる林道あるいは町道については、やはり早急な整備が必要というふうに考えておりますが、その辺についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 林道につきましては林業のためにつくった道路でありまして、農業のためにつくった道路ではないわけです。それで4メートルということで今林道のほうは4メートルと3メートルありますけれども、そういう中で3.5、3.6幅が農機具の場合あるよということで、ぎりぎりというようなところでありますけれども、これにつきましては、それをまた拡幅していくとなりますと、山ですのでまた斜面がいろいろありまして相当費用がかかってくるというふうに思います。その拡幅等についての補助制度はありませんので、相当なお金を必要とすることになります。これは環境を少し枝払い等々含めて整備をしていくということで、できることしかなかなかできないのが実情かなというふうに考えているところです。

それから、町道の部分についても、これも道路構造令によって建設しているものでありまして、いわゆる交通量によって幅が変わってまいります。津別の場合は3種4級ということで、これは設計基準交通量が500台から1,500台、これであれば道路幅が5.5メートルというふうなことでございまして、3種5級のところでいけば500台未満ですね、これは道路幅が4メートルというふうなことで、そして、これは逆に広げるのではなくて4メートルであっても、やむを得ない場合は3メートルにしてもいいよというふうに下げる規定もございます。そういうこの3種4級と5級が津別町の交通実態の中での道路幅ということになっております。これをなかなかなければ、これ全部単費でやるというような形になってまいります。ちなみに議員がおっしゃいました舗装化という言葉が一番最初に出ておりました。舗装をやるとなると当然車道だけでなく、横に側溝も必要になってまいります。それらを含めると改良舗装をいたしますと大体100メートル1,500万というふうに言われております。これをやるということは、これも農業関係の予算に組み入れて何とかというふうにもっていけないことはないかと思っておりますけれども、ただその場合はまた農業サイドのほうの受益面積、例えば農道整備、道営の農道整備でいけば受益面積は30ヘクタール以上だとか、あるいは延長が800メートル以上だとか、さまざまな要件が出てまいります。

こういったところからなかなか現実的には拡幅していくということは困難な状況にありますし、また今市街地の舗装されていない所を計画に基づいて今進めているとこ

ろで、これも年間大体2本程度ずつと、財政状況を見ながら進めている状況にございますので、維持管理といいますか危険箇所については拡張はなかなか困難ですが、できる範囲の中で対応させていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 〔登壇〕 私も決して舗装化にすれということを言っているわけではありません。いずれにしても舗装化されていない林道、幅員が4メートルということでありますから、それに伴って大型機械の車両幅が3メートル50から3メートル60あるなど、そういったことから、やはりもう少し道をもうちょっと広くしていただければより安全に運行できるのではないかという、こういう立場でお話をさせていただいているところであります。

確かにお金の面も言われていました。正直言ってどれだけお金がかかるのか私は承知いたしません、ただやっぱり一番心配するのは、やっぱり先ほども言っているように機械が大型化されています。恐らく今後もさらに大型化される可能性もあるというふうに聞かされています。そうなれば本当にこの今の林道あるいは町道、舗装化されていない所が4メートルの幅だけで十分なのかというところがやっぱり私は正直言って危惧をしているわけですから、ぜひ安全に運行できるような状況というのもの、これも町の責務として僕は必要でないかということをお願いをしているところでありますので、ぜひその辺をご理解いただきたいと思います、よろしく願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） なかなか答えづらい部分があるのですが、これは多分半端でないお金がかかるというふうに思います。実は、毎年自治会に要望事項を取ってございますけれども、今回は対応、そういう関連の対応につきましては3件ほど出ています。そこで活汲地区でもその関係で一つ出ておりましたけれども、そこも積算しますと大体1億円かかるというような状況もございます、できる中で危険箇所を少しずつ通れるような維持管理というのですか、そのことをしながら制度改正と言いますか、そういうものにらみながら対応していかざるを得ないのかなというふうに考えておりますので、全く手をこまねている状態ではなくて、自分たちの持ってい

る機動力等々ございますので、そういうところを活用しながら事故の起こらないように目配せをしていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 〔登壇〕 いずれにしても今後この関係については支障のある所については、それぞれ収集を行いながら進めて行くという町長のお考えであります。また機動も使ったの修正をしながら努めて行きたいということでありますので、ぜひそういったところで今後進めて行っていただきたいと思います。

それでは次に、進めさせていただきます。町道・林道周辺の枝の撤去について質問させていただきたいと思います。これは町道・林道に覆いかぶさっている枝の撤去については必要に応じて行っておりますが、私は、その枝の除去だけではなくて、あわせて沿線の立木の伐採も必要ではないのかなというふうに思うところでありますが、そのことについてまずお聞きをしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町道それから林道沿線の立木の伐採であろうというふうに思います。通行の支障となります町道沿線の侵入木の処理、あるいは枝払いにつきましては建設課の機動によりまして道路用地内や道路用地以外については所有者の承諾を得た上で、その都度必要な範囲で対応しているところですが、大型機械の通行幅を確保するために立木自体を伐採することは行っておりません。

立木を町道沿線の2～3メートルの幅で伐採しようとした場合には、道路地以外の立木も伐採することになりまして、所有者の特定、あるいは承諾が必要となりますとともに、建設課機動による維持管理では困難でありまして、相当の委託費がかかることとなります。

このため、町道での車両通行の支障となる危険箇所につきましては、立木の伐採が可能かどうかを勘案しまして、必要な範囲で整理を行い、安全確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、林道沿線につきましては、林道開設後、相当年経過していますので、隣接する森林や侵入木が成長いたしまして年々作業量が増加しております。道路用地内や森

林所有者の承諾が得られた箇所において職員による対応や人材活用センターに依頼しまして、できる範囲で実施しているところであります。

林道沿線で覆いかぶさる枝の枝打ちだけではなくて、立木自体を伐採することには、林道の維持管理の上でも効果があると認識しておりますけども、林道沿線の2～3メートルの幅で伐採しようとした場合、町道と同じく伐採対象木によっては補償の発生や、あるいはグラップル等の重機が必要となりまして、高額の事業費がかかることが想定されるところです。

こうしたことから林道の通行に支障がある箇所について情報収集を行いまして、立木の伐採処理を含めまして、できる範囲で整理を行い、林道の環境整備に努めてまいりたいと考えているところでもありますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 〔登壇〕 今お話がございましたけども、とりわけ沿線にかぶさっている枝等については、要請に応じて即時撤去しているというのも、これも私も認識をしているところでもあります。

ただ、先ほどとも関連性がありますが、農業の機械が大型化によって例えばこれは先ほど言いましたコンバイン、このコンバインの高さも4メートル80以上あるんですね、約5メートル近く。そうすると枝払いだけでは、なかなか運行が不可能な状況にもなってくる可能性も十分あるわけです。さらにコンバインの刈り機ですか、これも約5メートルあるんですね、幅が。だから林道の幅が4メートルですから、林道の幅を完全にもうはみ出での運行状況をせざるを得ないのが今の農業機械なのです。だからそういったことからすれば、やっぱり枝の除去だけで本当に十分なのかと言えば、やっぱり少なくとも林道沿線の周囲の立木伐採、これがやっぱり急務ではないのかなという感じを持っております。そういったところから、もう一度この関係についてお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お答えとしましては、やはりできる範囲でという形になります。これ例えば立木を状況に合わせてどんどん切っていくということになりますと、もう一方では地域森林計画というのがありまして、この中で立木を切っていく場合、

面積がずっと長く切っていきますので、面積をずっと足していくと1ヘクタールを超えると林地開発の許可も必要になってまいります。そういったこともありますので、それにかからない範囲で、できる限りのことをしていくというのが現段階でとれる方法なのかなというふうに考えております。

これは、たまたま今ご質問は林道、それから町道の関係でありますけれども、これは実は道内の年に1度町村長が集まって政策懇談会があるのですけれども、その中の部会の中では、やはり同じように機械がどんどん、農業機械が大型化していくものですから、その対応に同じように要請をされているのですけれども困難な状況にあるというのは言われております。町道や林道のみではなくて、実は橋の問題もありまして、そこを今度幅が通れない橋も多くございます。これもまた架け替えをするとすると、また大変な費用がかかってくるという中で、農業機械、例えば何か対策を打つとしても、どうしてもその町道あるいは林道を通らなければそこに達することができないとか、そういうようなことも優先度だとか、それから実情等も含めて十分検討がされた後の話、どういう手段、財政も含めてやっていくかということになっていこうかというふうに考えておりますので、総合的にいろいろ対応して考えてまいりたいと思っておりますけれども、現段階では持っている機動力、それから人材活用センターあるいは職員だとか、そういうところ活用しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 〔登壇〕 今なかなか難しいんですよという総合的な部分でお話がされました。ただやっぱり私も心配しているのは、やっぱり農機具の大型化に伴って、やっぱりその人たちが安全・安心に利用できるような状況等をつくってやらなければならないのかなと、こういう観点でお話をさせていただいていますことをまずご理解をいただきたいと思います。

とりわけ今の林道、あるいは町道の状況からすれば、やはり枝の除去だけでは何とのか道の支障にもやっぱり一つには大きな影響があるのかなというふうに感じています。要するに、覆いかぶさっているがために日が当たらないのですよね、常に路面がジメジメしている。そこに大雨や春先に雪解けがあることによって、のり面が崩

れやすい状況になっている。ですから、やっぱりそういった所をそういった部分もなくしていくことも必要なのかなという、こういう感じであります。いずれにしても今の機械、あるいはのり面を走る、軟弱によって危険性もあるということを、確かに言われていることはわかりますけども、やはり何らかの形で今後整備をしていただきたいというふうに感じているところであります。

伐採の関係についてもかなり厳しい話をされました。私もすべての林道なり町道を把握しているわけではございませんが、今ここ何年間のうちに伐採することに確かに町長は重機とかいろんなことも言われました。でも重機や何か必要なく本当に手で処理できるような太さの箇所も随分あります。だから金もどれぐらいかかるかわかりませんが、町長が描いているような費用でなくて、それよりも抑えた中での処理ができるような、そういう箇所も随分あります。私も一応見させていただきました。

だからそういったところも含めて一番いいのは3メートルぐらい伐採するのが一番いいと思います。私も国有林におりましたから、林道の状況等も過去にはいろいろ勉強させていただきましたけども、とりわけ国有林あたりは2メートルから3メートル、沿線伐採ずっとやっています。だから常に林道が乾いています。多少の雨でも傷まない状況になっています。ですからやっぱりそういったところを考えると、やっぱりこの後のことを考えると、そういった伐採というものも金をかけないでできる伐採の方法もあると思いますので、ぜひそういったところも今後は考えていただいて、そこを利用する方々が安全に運行できる状況をまず確保されることを再度お願いをして、この関係については質問を終わらせていただきたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 一度目の質問のお答えをしましてとおり、情報収集をしまして、その中でできることを進めていきたいというふうにお話ししたというふうに思ひます。そのような方向で進めてまいりたいというふうに思ひますし、また今国営農地の再編整備事業が今年から実施地区となつて、これから約10年間ぐらいにわたつて事業が進められていくわけでありまふけれども、そのときに国営事業の進め方の中で大型の農業機械が必要な作物については、今何といひまふか農地の再編整備ですので、

収穫がしやすい畑にしていくという形でありますので、できるだけ大型機械が必要な作物は平場で作付ができるように、そういう方向で農家や農協と協議をしていく必要がありますねというお話も出ていますので、そういったことも含めて道路の幅の問題だけではなくて、ほかにもできることがあるというふうに考えますので、それらも含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

○3番（村田政義君） ありがとうございました。

終わります。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会いたします。

明日は午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時52分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員